**平成３０年１２月定例会**

**中 川 村 議 会 会 議 録**

**中 川 村 議 会**

平成３０年１２月中川村議会定例会議事日程（第１号）

平成３０年１２月１０日（月）　午前９時００分　開会

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 会期の決定について

日程第 ３ 諸般の報告

日程第 ４ 議案第１号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 ５ 議案第２号 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 ６ 議案第３号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 ７ 議案第４号 平成30年度中川村一般会計補正予算（第３号）

日程第 ８ 議案第５号 平成30年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第 ９ 議案第６号 平成30年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第10 議案第７号 平成30年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第11 議案第８号 平成30年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）

日程第12 議案第９号 平成30年度中川村水道事業会計補正予算（第２号）

日程第13 一　般　質　問

５番　　中　塚　礼次郎

（１）少子化人口減少対策・子育て支援施策としての給食費無償化について

（２）農業の担い手育成と確保について

３番　　松　澤　文　昭

（１）大規模災害に対する村の防災体制について

７番　　桂　川　雅　信

（１）人口減少問題の本質について

（２）人口減少を前提とした村づくりについて

（３）村内資源による付加価値創造力の向上について

（４）上下水道事業の経営改善について

８番　　柳　生　　　仁

（１）中山間の草刈り支援について

（２）ＪＡ上伊那農協について

（３）文化センター周辺（牧が原文化公園）について

９番　　鈴　木　絹　子

（１）公文書管理条例の制定と公文書館の設置について

（２）陣馬形の有料制について

出席議員（１０名）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １番 |  | 片　桐　邦　俊 |
| ２番 |  | 飯　島　　　寬 |
| ３番 |  | 松　澤　文　昭 |
| ４番 |  | 大　原　孝　芳 |
| ５番 |  | 松　村　利　宏 |
| ６番 |  | 中　塚　礼次郎 |
| ７番 |  | 桂　川　雅　信 |
| ８番 |  | 柳　生　　　仁 |
| ９番 |  | 鈴　木　絹　子 |
| 10番 |  | 山　崎　啓　造 |

説明のために参加した者

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 村長 |  | 宮　下　健　彦 |  | 副村長 |  | 富　永　和　夫 |
| 教育長 |  | 下　平　達　朗 |  | 総務課長 |  | 中　平　仁　司 |
| 会計管理者 |  | 半　﨑　節　子 |  | 住民税務課長 |  | 村　澤　ゆかり |
| 保健福祉課長 |  | 菅　沼　元　臣 |  | 振興課長 |  | 松　村　恵　介 |
| 建設水道課長 |  | 小　林　好　彦 |  | 教育次長 |  | 松　澤　広　志 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

職務のために参加した者

議会事務局長　井　原　伸　子

書　　　　記　座光寺　てるこ

平成３０年１２月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成３０年１２月１０日　午前９時００分　開会

○事務局長　　ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）ご着席ください。（一同着席）

○議　　長　　おはようございます。（一同「おはようございます」）

ご参集ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから平成30年12月中川村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村　　長　　　おはようございます。（一同「おはようございます」）

中川村議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中、時間正確にご参集賜り、まことにありがとうございます。

師走を迎えまして、何かと慌ただしく感じる季節となりました。

例年にない暖かさでありますが、日本海側、北海道では大雪になっている地域もあるようであります。暮らしていくには、暖かく降雪の少ないことが何よりでありますけれども、雪を待ち望んでいるスキー場や観光地にとっては待望の降雪かと思います。暖冬の予想がされているところですけれども、南岸低気圧の降らせる上雪の降雪がなければというふうに感じておるところであります。

本年は中川村発足60周年に当たりまして、数々の記念となる事業を実施してまいりました。

９月30日には陣馬形山ヒルクライムレースを企画いたしましたが、台風の接近により断念をいたしました。実行委員会は、反省の中で、ゼロから準備し蓄積したノウハウを次回に生かすことを決めたようでありますし、エントリーした皆さんからも来年度開催にかける期待と参加の声が多数寄せられているというようなことであります。

10月20日には、合併60周年記念式典を国会・県議会の議員各位、長野県上伊那地域振興局長、関係する上下伊那の首長の皆様など多くのご来賓各位に出席をいただく中で記憶に残る式典ができたと、あわせて感謝をいたします。

10月27日には、中川商工祭に合わせて木の駅の開駅式が開催をされました。事業のよいスタートが切れたと感謝をしております。信州なかがわ木の駅実行委員会と、材を集積し、割り、乾燥させ、供給するまでを担当するＮＰＯ法人「やらまいか」とが、地域通貨里山券の発行と利用で経済循環を生み出す第一歩に大きな期待を持っております。村としても脇から見守っていく所存であります。

11月２日から４日にかけて、村の文化祭展示の部とステージ発表がありました。展示の部では、村民の皆さん、個人やグループ、小中学生など、多くの村民の皆さんの作品を鑑賞させていただく機会を得たところであります。ステージ発表の機会を捉えてではありますけれども、東京都世田谷区二子多摩川郷土史会会員の方から縁者のお家から発見をされました人形浄瑠璃の人形作家であります名工、作の頭１体を寄贈していただき、引き渡し式を行いました。この中で、寄贈の記念に人形の頭の写真を転写いたしました石版を中川西小学校長からお送りいたしました。引き渡し式に先立ち、西小学校の人形クラブ員の手で「」が演じられました。人形浄瑠璃を介しまして世田谷区二子玉川地域と息の長いつながりがこれからできることを願っております。

11月17日18日の農協中川支所祭、同時開催のりんごの木のオーナー収穫祭では、農産物を買い求めに多くの方でチャオがにぎわっておりました。

ことしは、週末ごとに台風が上陸をし、果実の落下や傷つきが品質の低下を招かいないかと心配をいたしたところでありますけれども、一部、褐斑病などの病気が出たという地帯はあるにせよ、中川村全体としては重大な被害がなく、安心をしておるところでございます。

９月に入った途端に雨続きで、農家は水稲刈入れに気を揉んだことと思います。しかし、作況指数は101だったかと思います。

また、11月24日25日の両日には第19回アルプス展望さわやかウオークが開催をされ、２日間で634名ほどの参加がありました。昨年より参加者総数は少なかったものの、村民の参加は昨年を大きく上回っております。暖かく、雪をいただいた２つのアルプスの峰々を眺めつつということは気候の加減でいきませんでしたけれども、麓に残る紅葉の名残を感じながら、晩秋の中川の里を満喫してもらったところであります。

11月28日には全国町村長大会が東京都で開催をされました。出席をしたわけでありますけれども、急速な人口減少、少子化、基幹産業である農業の衰退など、多くの課題を抱える中で、地方創生のさらなる推進を図ること、地方交付税等の一般財源総額の確保、道州制の導入反対など、国に対してさまざまな要望を決議するとともに、近年連続して起こる大規模災害からの復旧、復興、全国的な防災・減災対策の強化に関する特別決議、車体課税に係る地方税収の確保に関する緊急決議を採択し、これらを実現するべく関係国会議員に要請を強く行うことを確認いたしたところでございます。とりわけ、消費税増税に合わせまして政府が打ち出した保育の無償化については、全国町村会としては、税源を国が負担することなどを強く要望していくこととなり、全国の町村長、決意を新たにする大会となったことを、この場をお借りしまして報告いたします。

さて、本議会でご審議をいただきますのは、条例改正議案３議案と平成30年度一般会計補正予算と特別会計補正予算の６議案、合わせて９件の議案でございます。

何とぞ慎重なご審議をいただきますようお願いを申し上げまして、議会開会のごあいさつといたします。

○議　　長　　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により５番　松村利宏議員及び６番　中塚礼次郎議員を指名します。

日程第２　会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長　　過日行いました議会運営委員会について報告いたします。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会期を本日12月10から14日までの５日間とするものです。

次に日程ですが、本日は議案第１号から議案第３号までの条例案件、議案第４号から議案第９号までの各会計補正予算、以上については、上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までお願いします。

引き続き一般質問を行います。

その際には、質問席の準備のための休憩をとっていただきますようお願いいたします。

11日は午前９時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、全員協議会を行います。

12日は委員会の日程としますので、その中で付託案件の委員会審査をお願いします。

13日は議案調査とします。

最終日の14日は、午後２時から本会議をお願いし、請願、陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら、上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願いしまして、報告とさせていただきます。

○議　　長　　お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から14日までの５日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から14日までの５日間と決定しました。

日程第３　諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査及び定期監査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただき、ご了承願います。

次に、去る９月の定例会において可決された介護職員の待遇改善を求める意見書については、内閣総理大臣を初め関係各機関へ提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情については、議会会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、村長から行政報告の申し出がありました。

報告第１号及び第２号について説明を求めます。

なお、報告第１号の中川観光開発株式会社の経営状況については、後ほど時間をとり細部についての説明を受ける予定ですので、ご承知おきください。

まず報告第１号の説明を求めます。

○振興課長　　報告第１号　中川観光開発株式会社の経営状況についてご説明をいたします。

本件は、地方自治法の規定に基づき、同社にかかわる第48期の経営報告及び決算並びに第49期の事業計画について報告するものです。

決算書にありますように、中川観光開発株式会社の第48期の決算は、総売り上げ1億5,415万円で、前期比98.6％、222万円の減となりました。これは、売り上げ減少に歯どめがかからず、さらに原油高騰による経費の増加等が影響しています。

特に宴会については、売り上げ4,060万円で、前期比92.8％、315万円の減少で、12月の会社関係の忘年会等が減少したことが要因となっています。

また、調理師、接待係を中心に人手不足が解消できず、事業計画に挙げた新たな商品開発は先送りせざるを得ない状況となりました。

合宿については延べ1,431人で、目標の1,500人には届きませんでしたが、確実に増加傾向にあります。

第49期においては、宿泊の経営戦略の見直しを行うとともに、宴会の客層、商圏の変化に対応して広告の打ち方などを変更し、インターネット予約の増加にあわせＳＮＳ等を取り組み、ホームページでは違う角度から魅力を発信し、インターネット予約の増加を図る、また、事務部門の効率化としては、ＩＣチップカードの活用による労務管理の軽減、予約、部屋管理、会計等のシステムによる一元化等の検討、導入を進め、利用者の満足の向上と事務の効率化に努力していく、この方針が９月27日に開催された株主定時総会で確認されています。

村としましても、この施設が村内観光の中核としての機能をより発揮できますよう、引き続き各方面からの支援をお願いしまして、この場での説明として、詳細につきましては席を改めて説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

すみません。訂正をお願いします。

報告の題名にあります「中川村観光開発の第28期営業報告及び決算報告並びに第28期事業計画」とありますが、すみません、これにつきましては、決算が48期で、計画については49期ということでございますので、すみません、訂正のほう、よろしくお願いいたします。

すみません。言葉が間違えていたようです。申しわけございません。決算のほうは「47期」を「48期」へ、計画が「48期」を「49期」へということであります。すみませんでした。

○議　　長　　次に報告第２号の説明を求めます。

○総務課長　　報告第２号　専決処分の報告について。

地方自治法第180条第１項の規定により議会において指定されている事項について別紙のように専決処分したので、同条第２項の規定により報告します。

専決番号第11号、平成30年12月７日専決です。

損害賠償額の決定及び和解について。

村道北牧ヶ原線、牧ヶ原橋上における公用車荷台からの落下物による衝突事故に係る損賠賠償の額を次のように決定し、和解したものです。

事故発生日時は平成30年７月３日午後3時30分ごろ。

事故発生場所は、村内、村道北牧ヶ原線、牧ヶ原橋の上。

相手方の住所、氏名は記載のとおりで、被害車両は普通乗用車です。

事故の概要は、前日の水神祭で使用した榊を処分するため役場に搬送中、牧ヶ原橋の上で風にあおられて荷台から道路上に落下させ、後続していた被害車両の車体下部に巻き込まれて損傷させたものです。

損害賠償額は7万2,279円です。

以上、報告いたします。

○議　　長　　以上で諸般の報告を終わります。

日程第４ 議案第１号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長　　議案第１号　中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

例規集は１巻781ページからです。

提案理由は、国家公務員の給与改定に準じて村の一般職の職員の給与改定を行うため本案を提出するものです。

人事院は、本年８月10日、国家公務員の給与改定などについて政府に勧告を行いました。内容は、俸給表の水準の引き上げと一時金の引き上げが主なものであります。

給与改定に係る勧告の概要は、１つ、月例給は民間給与との格差0.16％を埋めるため俸給表の水準を引き上げる、２つ目、一時金、いわゆるボーナスは、昨年８月から本年７月までの直近の一年間の民間のボーナスの支給実績から、期末勤勉手当の支給月数を年間で0.05月引き上げ、引き上げ分は勤勉手当に配分する、３つ目、宿・日直手当を１回当たり200円引き上げる、４つ目、実施時期は、月例給は平成30年４月から、一時金は平成30年12月期からとするというものであります。

国においては、人事院勧告に従った給与関係法の改正法が11月28日に成立しました。

当村でも国家公務員の給与改定に準じて一般職の職員の給与改定を行うものです。

改正内容ですが、２ページ目、第１条では、まず条例第21条第２項の宿・日直手当の１回当たりの額を現行の4,200円から4,400円へと200円引き上げます。

次に、条例第27条第１項第１号の一般の職員及び特定幹部職員の期末・勤勉手当総額に係る支給率をそれぞれ100分の５引き上げ、同項第２号の再任用職員に係る勤勉手当総額の支給率も、一般の職員及び特定幹部職員、それぞれ100分の５引き上げます。

また、別表第１　行政職給料表を表のとおりに改めるものです。

続きまして、６ページ目の第２条であります。

期末手当は、６月と12月の年２回支給していますが、現在６月と12月とでは、いわゆる支給月数が異なっています。まず、これを平準化する改正を一般の職員、特定幹部職員のそれぞれについて行い、再任用職員にも適用します。

次に、２ページ目の第１条で100分の５引き上げた勤勉手当総額の支給率を100分の2.5減じます。少しわかりにくいところですが、年間0.05月引き上げた勤勉手当を、平成30年度は12月の勤勉手当で一括して支給し、来年度以降は６月と12月とに0.025月ずつ分けで支給するという改正です。このため、２ページ目の第１条は公布の日から、６ページ目の第２条は来年４月１日からの施行とするよう附則の第１条で定めるものです。

実施時期は、月例給については平成30年４月から、一時金については平成30年度12月期からとすることを附則第２条で定めるものです。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議　　長　　説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　　全員賛成です。したがって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

日程第５ 議案第２号 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長　　議案第２号について提案説明いたします。

例規集は１巻703ページからになります。

提案理由は、人事院勧告に準じて村の一般職の職員の給与改定を提案させていただいており、議員の皆様の期末手当も同様に改正を行うため本案を提出するものです。

改正内容ですが、第１条では、条例第５条第２項の12月期の期末手当の支給月数を100分の５引き上げます。

第２条では、６月と12月とで異なっている支給月数を平準化し、第１条で100分の５引き上げた支給月数を６月と12月とに0.025月ずつ分けて配分するという改正です。

第１条は公布の日から、第２条は来年４月一日からの施行とするよう附則の第１条で定め、期末手当は平成30年度12月期からとすることを附則第２条で定めるものです。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議　　長　　説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○７　　番　（桂川　雅信）　議案第２号の提案理由に「一般職の職員の給与改定に準じて」というふうに書いてありますけれども、行政職員の給与改定をすることがどうして議員報酬に連動するのか、その根拠がよくわかりません。

もともと行政職員の給与は、人事院あるいは人事委員会が公務員労働者の生活実態あるいは他産業との比較をして決めているはずだと思います。給与そのものも、それを反映した仕組みになっておりまして、労使の合意に基づいて決められているというふうに思います。したがって、市町村においても、それぞれの結果をもとにして職員の給与を改定する根拠は明白だというふうに思います。

ただ、議員報酬は、公務員の給与とは全く異なる考え方で設定されているはずだというふうに私は思っております。公務員の給与が変動したから、それに連動して改定するものではないのではないかというふうに私は考えます。

公務員の給与が変動したから、それに連動して改定するものではないというふうに私は思っておりますが、議員報酬に関する条例では「この条例の施行に関し必要な事項は、村長が定める。」というふうにあります。規則や細則のようなところで議員報酬は行政職員の給与に変動があった場合は連動させるといったような規定があるのかなというふうに私は思って探してみたんですけれども、見当たりませんでした。このような規定がないのであれば、つまり連動させる根拠がないのであれば、本来ならば報酬審議会にかけて、提案をして、その後に議会に提案するというのが筋ではないかなというふうに私は思いますけれども、行政側の見解を伺いたいと思います。

○総務課長　　まず、期末手当について報酬等審議会に諮っておらないことについて、まず説明申し上げます。

中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例におきまして、第１条で議員報酬を定めております。それとは別に第５条で、ただいま提案をいたしましたとおり期末手当というものを定めておりまして、議員報酬と期末手当は、制度上、別物という扱いだと解釈をしております。

次に、中川村特別職報酬等審議会条例では、その第２条におきまして、審議会の任務といたしまして、全文は朗読いたしませんが、議会の議員報酬の額を審議するというふうに定めておりまして、議員報酬と限定しております。

したがいまして、制度上、別物であります期末手当については、審議会に諮らなくてもよいものというふうに解釈をして運用をしてまいりまして、今回もそのように提案をしたものでございます。

なお、議員の皆様の期末手当の月数につきましては、国の、いわゆる国家公務員の給与水準並びに村の職員の期末手当の水準あるいは他の団体の月数等を勘案しますと、それぞれ一般職の職員の給与改定に合わせてこれまでも改正をしてきておりますので、今回もそのように提案を申し上げている次第でございます。

○議　　長　　ほかに質疑ありませんか。

○７　　番　（桂川　雅信）　討論でちょっとやらせてもらいます。

○議　　長　　討論ですか。

○７　　番　（桂川　雅信）　はい。

○議　　長　　質疑はこれで終了します。

次に討論を行います。

○７　　番　（桂川　雅信）　今、総務課長がご回答いただいた内容、私も今までこれの運用として慣習的にやられてきたということは理解するつもりです。

ただ、今おっしゃったように、国家公務員に準じて、あるいは行政職員の給与に準じてというお箸がありましたけれども、根拠としては、恐らく非常に薄弱だというふうに私は思っております。もっと言えば、議会と行政の関係っていうのは、ある意味では適度な緊張感があるべきだというふうに私は思っておりまして、議会側からの一遍の提案で議員の報酬を上げたり下げたり、あるいは手当を上げたり下げたりするっていうのはいかがなものかというふうに私は思っておりまして、そういう意味では、議会議員を選んだ住民の皆さんに対して、つまり住民の代表である審議会が、きちんとした、その問題について結論を出して議会に提案をするというのが筋ではないかなというふうに私は思っております。

本件の議案について、私、反対するものではありませんけれども、態度としては、私の考え方として保留をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議　　長　　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　　賛成多数です。したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

日程第６ 議案第３号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長　　議案第３号について提案説明いたします。

例規集は１巻721ページからであります。

提案理由は、人事院勧告に準じて村の一般職の職員の給与改定を提案させていただいており、村長、副村長及び教育長の期末手当も同様に改正を行うため本案を提出するものです。

改正内容ですが、第１条では、条例第２条第２項の12月期の期末手当の支給月数を100分の５引き上げます。

第２条では、６月と12月とで異なっている支給月数を平準化し、第１条で100分の５引き上げた支給月数を６月と12月とに0.025月ずつ分けて配分するという改正です。

第１条は公布の日から、第２条は来年４月１日からの施行とするよう附則の第１条で定め、期末手当は平成30年度12月期からとすることを附則第２条で定めるものです。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議　　長　　説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　　全員賛成です。したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第７　議案第４号から日程第11　議案第８号までの補正予算５件を議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　異議なしと認めます。

したがって、

日程第 ７ 議案第４号 平成30年度中川村一般会計補正予算（第３号）

日程第 ８ 議案第５号 平成30年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第 ９ 議案第６号 平成30年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第10 議案第７号 平成30年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第11 議案第８号 平成30年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）

以上の５議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長　　それでは、私のほうから議案第４号　平成30年度中川村一般会計補正予算（第３号）についてご説明を申し上げます。

第１条　歳入歳出予算の補正は、既定の予算額に9,060万円を追加し、総額を35億9,490万円とするものであります。

第２条　地方債の補正は、第２表　地方債の補正によるものであります。

歳入歳出、款、項の区分ごとの補正は、１ページから３ページの第１表　歳入歳出補正予算のとおりであります。

今回の補正予算の主な内容は、先ほど第１号から第３号議案でご承認をいただきました職員、特別職の給与及び議会議員報酬等の改定に伴う人件費の補正と、さきの議会全員協議会でご説明をいたしました小中学校のエアコン設置事業費、中学校のタブレット型パソコン購入、地場センターチャオ情報発信コーナーの整備費のほか、９月の台風24号により被災した村道及び農地の災害復旧事業費、来年４月に予定されております県議会議員選挙関係費の追加等が主なものでございます。

詳細につきましては事項別明細書でご説明をいたします。

初めに４ページをごらんください。

第２表　地方債補正は、追加と変更であります。

追加の小中学校教室エアコン設置事業は、国の補助基準額6,480万円のうち交付金、３分の１でございますが、2,160万円の補助残4,320万円について学校教育施設等整備事業債の借り入れを行うものであります。

なお、当事業債は、通常は充当率75％で、交付税措置はありませんが、今回の場合は国の特別補正予算に係るものであるため、充当率100％、元利償還金の60％が後年度交付税措置されることとなっております。

村道舗装・側溝・路肩修繕事業は、過疎債ソフト事業により緊急性の高い箇所の道路修繕工事を行うため500万円の借り入れを行うものであります。

変更は、記載をしてございます各事業について、事業費の変更に伴い限度額の補正を行うもので、全体で4,200万円の増額となります。

各事業別の補正内容につきましては事項別明細書でご説明をいたします。

５ページからの事項別明細書をごらんください。

初めに歳入からご説明をいたします。

７ページをごらんください。

７ページ、１款　村税は、村民税、固定資産税、軽自動車税について、今年度の課税調定見込みにより３税合わせて1,199万円を追加するものであります。

続いて８ページ、16款　国庫支出金の国庫負担金、民生費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費30万8,000円は村外の保育園、認定こども園等への施設型給付費で、１件の追加申請があったため追加をするものであります。国庫負担率は２分の１であります。

続いて11の災害復旧費国庫負担金、公共土木施設災害復旧費負担金1,334万円は、９月末の台風24号により発生をした村道３路線の災害復旧事業に係る国庫負担金で、負担率は66.7％であります。

国庫補助金、土木費国庫補助金は1,423万8,000円の減額でありますが、国の社会資本整備総合交付金については、近年、要望に対して予算枠が厳しく、減額される状況が続いております。今年度の交付金の額が決定し、減額となったため補正をするものであります。

教育費国庫補助金、義務教育費補助金のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金2,160万円でありますが、この交付金は、ことしの大阪北部地震での倒壊事故で発生したブロック塀対策や夏の猛暑を受けて学校への空調設備整備に対して国が緊急的に創設した補助金で、今年度限りのものであります。村でも当交付金を申請し、小中学校３校の普通教室及び特別教室の一部に空調設備を設置する計画で、補助率は補助基準額の３分の１であります。

続いて９ページの17款　県支出金の県負担金、民生費県負担金15万4,000円は、先ほどご説明をしました子どものための教育・保育給付費に係る県負担金で、県の負担率は４分の１であります。

続いて県補助金、農林水産業費県補助金の森林づくり推進支援金9万6,000円は森林病害虫等防除事業補助金で、飯島地籍の村有林の松くい虫防除対策に係る補助金であります。補助率は国２分の１、県４分の３であります。

災害復旧費補助金、農地等災害復旧事業費補助金175万円は、９月の台風24号により発生をした農地災害復旧事業に対する補助金で、補助率は50％であります。

委託金。

総務費委託金は、県民税徴収事務取扱費27万3,000円の追加。

選挙費委託金117万円は来年４月に予定をされております県議会議員一般選挙の30年度内、本年度内の事務に係る委託金でございます。

統計調査比委託金25万5,000円の減額は、実績見込みによる更正減でございます。

10ページの諸収入であります。

延滞金は村税等の延滞金43万3,000円。

預金利子4万8,000円の追加。

受託事業収入、水源林造成事業収入の92万5,000円の減額でありますが、今年度、森林総合研究所の受託造林事業がなかったため全額を減額するものであります。

雑入は245万6,000円の追加で、総合賠償保障保険金82万5,000円は、９月議会においてご報告をいたしました村道大草桑原線の倒木による車両事故の損害賠償金に係る保険金であります。

その他振興関係の145万9,000円は、美里地区の農地災害復旧事業に係る地元負担金51万5,000円と県営農村地域防災減災事業に係る過年度の負担金の返還金94万4,000円でございます。

その他住民税関係16万2,000円は、村営住宅の火災報知器取りかえに係る全国公営住宅火災共済機構の補助金であります。

11ページの23款　村債は、全体で5,240万円の追加であります。

総務債280万円は、牧ヶ原のコミュニティーセンター建設事業費の増工による追加。

林業債150万円は、林道銭峯線改良事業の増工による追加。

道路橋梁事業債は340万円の減額でありますが、社会資本整備交付金の減額に伴い過疎対策事業債ハード事業で計画をしておりました橋梁修繕、舗装修繕事業840万円を減額し、緊急性の高い箇所の道路修繕を行うため過疎債ソフト費を500万円追加するものであります。

義務教育債4,320万円は、先ほどご説明をしました小中学校エアコン設置事業に係る起債でございます。

災害復旧債830万円は、台風24号災害に係る村債で、農地等災害復旧事業が170万円、公共土木施設等の災害復旧事業が660万円でございます。

続きまして歳出についてご説明をいたします。

総体的に人件費に係る補正がございますが、給与改定に伴うものが主なものでございますので、その部分については説明を省かせていただきます。

12ページの１款　議会費、備品購入費は、常任委員会の録音用機器が老朽化をしているためＩＣレコーダーを新たに購入するものであります。

13ページの２款　総務費。

総務管理費の一般管理費、報償費6万6,000円は、今年度の村功労者表彰の対象者が例年より多かったため追加をするものであります。

文書広報費のＣＡＴＶ事業、19の01負担金7万7,000円は、エコーシティー・駒ヶ岳に宮田村と共同で設置をしてあります行政自主放送用サーバーの修繕料の中川村の負担分であります。

電子化推進事業の使用料及び賃借料1万3,000円は、村関係施設をつないでおります通信ネットワークのＣＥＫ光ケーブルの使用料の追加であります。

続いて14ページの備品購入費123万5,000円は、役場インターネット接続系認証サーバーの脆弱性改善のため、増設し強靭化を図るものであります。

財産管理費、公用車管理費の需要費22万6,000円は、公用車関係消耗品と修繕料の追加であります。

企画費、むらづくり事業100万円は、空き家活用促進事業補助金の追加で、新たに２件の希望があり追加をするものであります。今年度の申請予定件数は５件になります。

地方創生推進事業補助金150万円は、子育て世代住宅取得支援事業50万円、３世代同居等住宅新増築等支援事業100万円を追加するもので、これも要望があったため追加をするものでございますが、今年度の申請予定件数は、子育て世代の住宅支援事業が11件、３世代同居等住宅新増築等支援事業が17件の予定でございます。

15ページの諸費、自治振興費286万2,000円の追加は、牧ヶ原集会所の空調整備設置等に係る工事請負費の増額であります。

防災対策費8万6,000円は、村管理の防犯灯の修繕料が2万6,000円、地区管理防犯灯の整備に対する補助金が6万円で、追加をするものであります。

続いて16ページ、選挙費の117万円は、先ほど歳入でご説明をしました来年４月に予定をされている県議会議員一般選挙の30年度中の執行が見込まれる経費を新たに計上するもので、内訳につきましては予算書に記載のとおりであります。

17ページ、統計費、指定統計費は25万5,000円の減額でありますが、今年度実施をいたしました経済センサス、住宅・土地統計調査に係る経費で、実績により補正をするものであります。

続いて18ページ、民生費。

社会福祉費、社会福祉総務費の負担金4,000円は、成年後見制度活用講座の参加費。

老人福祉費の老人福祉事業補助金30万円は村単の住環境改善事業でありますが、今年度は、これまでに夏の猛暑でエアコン設置等の申請２件がございまして、新たに１件の申請が出てまいりましたので追加をするものであります。

19ページの老人福祉施設管理費2万7,000円は、介護予防センター西館の電気料の増額で、夏の猛暑により電気の使用量が増えたため補正をするものであります。

児童福祉費の児童福祉総務費、報償費の1万円は、ことし４月からスタートをしましたファミリーサポートセンター援助会員講習会の謝礼金。

交付金63万9,000円は、歳入でご説明をしました村外の保育施設等に児童を預ける場合の給付金で、新たに１件の申請があり追加をするものであります。

児童福祉施設費の子育て支援事業は、つどいの広場バンビーニの水道料の追加であります。

20ページ、４款　衛生費。

保健衛生費、環境衛生費のごみ処理事業の需用費6万1,000円は新たに作成するごみ分別ガイドブック、ごみチケット、チラシ等をまとめて各戸に配布するための封筒の印刷代。

負担金10万9,000円は伊南行政組合不燃物処理場の解体撤去工事に増工に伴う負担金の増額であります。

21ページの保健センター管理費は、施設の修繕料3万円の追加。

片桐診療所管理費の2万円は、村長への手紙で住民の方から村外から来た人にもわかりやすいように診療所の入り口に看板があったほうがいいというご意見をいただきまして、診療所入り口付近の国道沿いの電柱に袖看板を設置するものであります。

続いて22ページ、６款の農林水産業費、農業費であります。

農業振興費、農業振興事業、旅費17万2,000円は、県外での物産販売や新規就農者、地域おこし協力隊の募集相談会などへ参加するための旅費の追加。

補助金100万円は今年度創設をいたしました村の農業担い手支援事業について、新たに１件の要望があったため追加をするもので、今年度で合わせて４件の予定であります。

農地費の30万円は、農業集落排水事業特別会計への繰出金の追加であります。

23ページの林業費、林業総務費の負担金24万円は上伊那山林協会への負担金で、前年度事業費割の増加に伴い増額となったものであります。

林業振興費の林業振興事業5万3,000円は、森林バイオマス関係視察のための旅費の追加。

林道改良事業154万円は林道銭峯線の改良工事費で、今年度補助金がつかなかった残りの区間について村単事業で施工し、工事を完成させるため追加をするものであります。財源は過疎債を充当いたします。

村有林管理事業は委託料74万5,000円の減額でありますが、歳入でご説明しました森林総合研究所受託造林事業が今年度なかったことによる減額が87万5,000円と飯島地籍の村有林の松くい虫防除対策に係る委託料13万円を新たに追加するものであります。

25ページの７款　商工費であります。

商工振興費の獣肉加工施設の維持管理事業9万2,000円は、ことし夏場にニホンジカの捕獲頭数が多かったこと、あわせて猛暑によりエアコン、冷蔵機器等の電気使用量が例年より増えたため補正をするものであります。

観光事業の需用費50万8,000円は、２種類の観光パンフレットが不足を生じているため、来春の観光シーズンまでに増刷を行うものであります。

地場センター管理事業225万7,000円は、さきの全員協議会でご説明をしましたチャオ情報発信コーナーの整備費で、利用者が気軽に立ち寄り、村の情報を得たり憩える場とするため、まきストーブや掲示板、パンフレット棚の設置等を行うものであります。

26ページ、８款　土木費であります。

道路橋梁費、道路橋梁総務費の給料、職員手当等が減額となっておりますが、これは、今年度、職員１名の途中退職があったため、職員改定の増額分と相殺して減額をするものであります。

負担金10万円は、現在工事が進められている主要地方道松川インター大鹿線の２つのトンネルが年度内に完成をすることから、期成同盟会で開通式及び完成祝賀会を計画しており、その負担金として10万円を追加するものであります。

道路維持費、道路維持管理費は、工事請負費250万円の追加でありますが、これも歳入でご説明をした過疎債ソフト事業で行う道路維持修繕工事500万円の追加と社会資本整備交付金事業で計画をしておりました舗装修繕工事250万円を減額するものであります。

橋梁維持管理費は990万円の減額でありますが、先ほど申し上げた社会資本整備交付金の減額に伴って今年度の事業量を見直し、予算を減額するものであります。

都市計画費、都市計画総務費100万円の減額は、公共下水道特別会計繰出金の減額であります。

住宅費の住宅管理費30万円は、公営住宅の一般修繕料の追加であります。

28ページ、９款　消防費、消防施設費11万7,000円でありますが、消防団詰所の上下水道料の追加が2万7,000円、地区管理の消防施設整備に対する補助金の追加要望があり9万円を追加するものであります。

29ページ、10款　教育費であります。

01の教育総務費、事務局費のＡＬＴ事業は34万5,000円の減額でありますが、前任のジェットプログラムのＡＬＴがことし８月に退任をいたしましたが、村内事業所に就職をし、帰国しなかったため帰国旅費を減額する、また後任は民間事業者からの派遣に切りかえたため関連する負担金を減額するものであります。

次に30ページの学校給食費15万9,000円は、給食費の口座振替依頼書の印刷代と調理用機器の修繕料の追加であります。

小学校費、東小学校管理費は3,409万8,000円の追加でありますが、学校施設の修繕料9万8,000円と普通教室８室、特別教室２室、理科室、音楽室へのエアコン設置工事費と設計監理費3,400万円を新たに計上するもので、次の西小学校管理費につきましても同様であります。

西小学校管理費の備品購入費13万円は、職員室のプリンターの更新。

教育振興費補助金の1万円は、小学生の陸上東海大会への出場の補助であります。

続いて31ページの中学校費、中学校管理費3,500万円はエアコンの設置事業費で、普通教室８室、特別教室は理科室とＬＬ教室２室への設置を計画しております。

中学校教育振興費につきましては587万9,000円の追加でありますが、来年４月から実施が予定されております全国学力・学習状況調査における英語の話すこと調査に対応するため、１クラス分のタブレット型パソコン30台を購入するものであります。

32ページの社会教育費、文化施設費40万円は、文化センターエントランスの雨漏りの修繕費。

33ページの11款　災害復旧費。

農地等災害復旧費は、９月の台風24号により発生をした美里地区農地１カ所の災害復旧費で396万8,000円であります。

02の公共土木施設災害復旧費は、同じく９月に発生をした村道３路線の災害復旧費で2,108万円であります。

34ページ、14款の予備費で5,507万4,000円を減額し、収支の調整を行うものであります。

35ページ以降、給与改定等に伴う給与費明細書の補正が掲載をしてございますので、ご確認をいただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長　　まず、議案第５号　平成30年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）をお願いいたします。

第１条で総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を4億8,000万円とするものです。

最初に歳入ですが、国６ページをごらんください。

国庫支出金の特別調整交付金が後期高齢者医療保険料の軽減特例の見直しに伴うシステム改修補助として17万3,000円の増額となります。

国５ページの国保税で端数の調整を行いました。

続いて歳出ですが、国７ページをごらんください。

予備費は予算額の調整のため100万円を追加し、予備費の総額を1,070万7,000円とするものです。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第６号　平成30年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第２号）をお願いいたします。

今回の補正では、予算総額の増減はなく、歳出の事業間での予算額の調整を行うものです。

介３ページの地域支援事業の負担金は、介護予防・日常生活支援総合事業の事業量の増に伴い申請件数が当初見込みを上回る見通しとなったため340万円を増額いたします。

委託料は、総合事業の担い手確保の研修のため50万円を増額いたします。

介４ページの予備費で調整をし、予算全体では増減なしとしました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○建設水道課長　　議案第７号及び第８号について提案説明いたします。

まず、議案第７号　平成30年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について提案説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ100万円を減額し、総額を2億744万7,000円とするものです。

歳入は、１ページにありますように、一般会計からの繰入金を100万円減額します。

歳出は、６ページをごらんください。

7801総務費は、給与改定による給料、手当等を2万9,000円増額し、公課費を100万円減額します。それに伴い７ページ予備費を2万9,000円減額して収支調整をしたものであります。

続いて、議案第８号　平成30年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について提案説明いたします。

第１条　歳入歳出予算の補正は、それぞれ190万円を追加し、総額を1億6,530万5,000円とするものです。

第２条　地方債の補正は、第２表　地方債補正によるものです。

歳入は、１ページにありますように、一般会計からの繰入金30万円と村債を160万円増額します。

歳出は、８ページをごらんください。

7901総務費は、給与改定等による給料、手当等を4万9,000円増額し、公課費を100万円減額します。

7902建設事業の工事費を160万円、7910維持管理事業の修繕料を120万円増額し、９ページ予備費を5万1,000円増額して収支調整をしたものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議　　長　　説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

初めに議案第４号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　　全員賛成です。したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に議案第５号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　　全員賛成です。したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

次に議案第６号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　　全員賛成です。したがって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

次に議案第７号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　　全員賛成です。したがって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

次に議案第８号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　　全員賛成です。したがって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

日程第12　議案第９号　平成30年度中川村水道事業会計補正予算（第２号）

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長　　議案第９号　平成30年度中川村水道事業会計補正予算（第２号）について提案説明いたします。

今回の補正は、収益的収支では、落雷による水道施設被害に対する保険金の収入と修繕費及び総係費の不足を計上するものです。

予算書本文第２条で収益的収支、水道事業収益の営業外収益に81万2,000円を追加、水道事業費用の営業費用に69万1,000円を追加し、収入総額を1億2,751万2,000円、支出総額を1億1,730万8,000円とするものであります。

また、第３条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を5万8,000円増額し1,766万1,000円とするものです。

10ページ、予算実施計画明細書をごらんください。

収益的収入では、営業外収益の雑収益に保険金収入81万2,000円を計上しました。これは、８月６日、落雷後に判明をした被害報告に対する損害保険金であります。

11ページ、収益的支出では、営業費用の修繕費に63万8,000円、総係費は給与改定に伴う職員の給料、手当で5万3,000円増額します。

以下、補正予算に関する説明書といたしまして予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、30年度の予定貸借対照表、そして給与費明細書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議　　長　　説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　　長　　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議　　長　　全員賛成です。したがって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時30分といたします。

［午前１０時１３分　休憩］

［午前１０時３０分　再開］

○議　　長　　会議を再開します。

日程第13　一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

６番　中塚礼次郎議員。

○６　　番　（中塚礼次郎）　私は、さきに通告いたしました少子化・人口減少対策、子育て支援となる給食費無償化と農業の担い手育成と確保について質問をいたします。

少子化、人口減少は国の大きな問題であり、多くの地方自治体でさまざま対策と取り組みがなされています。

11月の９日と13日に行われた議会と住民との懇談会では、少子化、人口減少、産業の振興、そして農業の問題が出席された方々の関心を持っているテーマとして懇談がされました。

国は、対策としてまち・ひと・しごと創生総合戦略への施策を打ち出していますが、私は、国がとり続けてきた一極集中、大企業重視・優先、地方の若者の都会誘導、農畜産物や木材の輸入自由化、長期にわたった減反政策などにより中小の商工業や農林業の経営は厳しさを増し、地方を大きく疲弊させてきたというふうに思います。

本題に入る前に、この点についてどのように捉えているかをお聞きいたします。

○村　　長　　まず、経済的な施策といいますか、経済の発展と農林業、地方における商工業、中小商工業の問題っていろいろあるかと思うんですけど、ちょっと分けて考える必要があるのかなあというふうに思っております。

端的に申し上げますと、例えば経済につきましては、1955年から始まりました好景気、石油化学工業や工業、こういったことの重化学工業に日本経済がかじを切って、そちらのほうに転嫁してきたということが一つ大きなことであります。農村から人口が流出しましたのは、農村、その当時、生産額をさらに生み出すような機械化、技術、そういったことがなかったということが大きな背景にあるんではないかというふうに思います。したがいまして、若者を中心として、余剰農村人口が大規模に、こういった東京ですとか近畿、そういった工業地帯のほうに大きく流出することになったというふうに思います。

木材需要につきましては、昭和39年に木材の全面自由化に踏み切ったわけであります。木材需要については、戦後の復興期と高度経済成長期の経済発展によって一時期バブル期というものが確かにありました。しかし、全面輸入自由化に伴いまして安い外国産材に市場を奪われるということで、国産材利用は急激に減少したということがかつてあったということであります。コスト面で外国産材にはかなうはずもありませんので、林業は大きな打撃を受けたというふうに私は理解をしております。

農業につきましては、生産性が非常に低いということがあります。圃場の規模を大きくして機械化に耐えられるように、戦後ずっと施策として面整備を続けてきたわけであります。しかしながら、食料を輸出品目としておりますアメリカやオーストラリアなどの規模に太刀打ちはできない、生産性のコスト、こういった問題から見ると非常に無理があります。したがいまして、農業に関して言えば、林業もそうでありますけれども、国内で生産する安全な食べ物、こういったものを安定的に供給するということは国の政策の基本点でしかるべき、こういうふうに考えるときに、農業は国の後ろ盾があってしかるべき産業であるというふうにまず思っております。

地方の中小の工場という言い方は失礼かと思いますが、大企業の下請け、またその下請けという生産現場が多いかというふうに思います。輸出関連の産業が多い、企業のグローバル化や海外に生産拠点を動かして生産のコストで競争する中で、関連工場は採算度外視で生産を続けてきた、そして倒産に至るケースもかつて多かったと思います。ただ、これにつきましては、政府の無策のせいかという――無策という言い方はないんですが、これは非常に判断の厳しいところかなというふうに私は思っておりまして、それを断じるだけの組み立てが私の中にはないということであります。

商業につきましても、経済活動が非常に活発なときは、それなりに売り上げがあったと、そして、もうかりもしたと思います。売り場面積の大きい大規模の小売店舗の地方への進出を一定程度、法規制をかけるなどして、これを阻止してきた経過はあります。ただ、消費者から見た場合、品ぞろえの豊富さとか、一つの店舗で事足りる、そしてモータリゼーションの全盛の時代にあっては、今のような現状になっているというのが、私は考えるところであります。

それから、東京一極集中というお話が最初にあったわけでありますけれども、一極集中につきましては、やはり、これは経済の動きの中での、それに伴う求められる人口といいますか、こういったことが起きた結果であるということは、結果としては言えるということで、お答えになっているかどうかわかりませんが、私はそのように考えております。

○６　　番　（中塚礼次郎）　今、村長のほうから地方が疲弊してくる要因となるというふうな点についてお答えいただいたわけですが、商業にしてもそうですが、大店法があったんですが、それが取っ払われて大きな店舗がどんどん地方に進出してくるという中で、小さな商店がどんどん潰れていくというふうな現状が出てきたことは事実だというふうに私は考えております。

それでは本題に入りますが、人口減少が長く続く長野県の自治体の中で、唯一人口増を続ける南箕輪村では、この11月の21日に、村の第５次総合計画、16年～25年度の最終年度の目標人口の１万5,500人に到達をいたしました。７年早く目標を達成、この５年間で500人増加したと発表をされております。人口が増えた要因として、村の子育て支援施策などが功を奏し多くの子育て世代が転入し出生数が上がっていること、また、近隣市町村内の企業への通勤のしやすさや教育施設の充実など、地の利も大きいことも挙げられております。

私は、地の利では南箕輪村には及びませんが、私たちの中川村は、山に囲まれた中山間地域の中では、まだまだ恵まれているのではないかというふうに思います。

少子化・人口減少対策として南箕輪村がとられてきた施策からも、子育て世代をいかにして村内に招き入れるか、それは子育てしやすい環境をどのようにしてつくっていくか、このことは結婚し子育てをする若者たちがまず第一に考えることであります。

村でも少子化対策としてきめ細かな子育て支援の施策を行ってきています。とられておられる施策の拡充もされてきており、私は、子育ての中で保護者の負担となっている給食費の無償化ができれば、大きな子育て支援、少子化対策となると考えます。

給食費の保護者負担について、文科省の調査によると、給食費の保護者負担の１ヶ月当たりの平均額は小学校で4,266円、中学校では4,882円ということであります。

それで、中川村での保護者負担の実態について質問をいたします。

○教育長　　今年度、平成30年度の給食費は１ヶ月当たり小学生が5,535円、中学生6,200円であります。これは、平成24年度から据え置きで、変わっておりません。この額は１食当たりでいいますと小学生が270円、中学生が310円ということでありますけれども、上伊那４市町村の中間ぐらいであります。

○６　　番　（中塚礼次郎）　今、中川の実態について教育長のほうからお答えをいただきました。

保護者の負担について小学生から中学卒業までの１人当たりを示されておる文科省調査の１ヶ月平均の保護者負担の額で見てみると、小学校では１年間で5万1,192円、６年間ですので30万7,152円、中学校では１年間で5万8,584円、３年間では1万5,752円となります。１人の子どもを小学校から中学校を卒業させるまでの保護者負担は48万2,904円というふうになります。仮に３人の子どもを持ち中学校までの義務教育を終えるまでには144万8,712円、約150万円というふうになるわけですが、教育長が先ほど言いましたように、お答えありましたように、中川の実態として小学校では5,535円、中学校では6,200円が平均の１ヶ月当たりの給食費ということになるということでありますので、これは今言った150万円をさらに超える負担というふうになるというふうに思います。

それで、さらに中学の３年間の部活動だとか、さまざまな給食費以外の負担が、６年間の小学校、中学校を含めて保護者の負担となるわけですけれども、それにプラスして、また高校や、その上の大学までのことを考えると、私の経験からも本当に大変なものだと思います。子どもを持ち育て上げることがどれほど大変であるか、そして安心して子どもを育て上げられる環境が本当に必要ではないでしょうかと思います。

全国では、公立小学校や中学校の給食費の保護者負担を全額補助して無償にしている市町村が2017年の１月時点では少なくても55市町村、一部補助の市町村は362市町村でありましたが、2018年７月の文科省の調査では、無償化を実施している自治体は82自治体に増え4.7％あり、一部補助を実施している自治体は424自治体に増え24.4％に広がってきております。

長野県では、大滝村、売木村、平谷村、天龍村、生坂村が18年度までに無償化がされており、長野県77市町村のうち半額補助または一部補助など何らかの補助をしている市町村は41市町村となっております。

当中川村では、米粉パンと普通パンとの差額を補助をしておるという現状であります。

学校給食法では食育の推進を掲げており、また憲法の26条は「義務教育は、これを無償とする。」としています。給食費を支払うことができない家族や大きな負担になっている家庭はあるのかなどと言う人もいますが、子どものことであり、なかなかそれは口にできないというふうに思います。

給食費が払えず肩身の狭い思いや生活費を切り詰めて食費を捻出するなど、子どもたちや家族に大きな負担となっているのではないでしょうか。こういった実態から地方自治体の独自施策での無償化が広がっていることは、子どもや家族を励ますものとなっていると言えます。今盛んに言われている自己責任論では片づけられないのではないでしょうか。

昔から子どもは国の宝、地域の宝と言われてきました。少子化、人口減少はますます進む中でもあり、自治体としてとらなければならない施策と考えますが、この点について考えを聞きます。

○教育長　　中川村の平成29年度決算を見ますと、学校給食法に示されておりますとおり、学校給食センターの人件費や光熱費ほか約3,100万円は村のほうで負担をしております。

それから、ご指摘のように、給食の食材費、この2,774万円余を保護者負担としておるところであります。

食材費用の一部でありますパンの輸送費と米粉パン普及促進のための補助、それから放射性物質の含有検査のための材料料金なども村の補助金となっているところであります。

こういうようなことで、給食にかかわる経費全体の半分余は村費で負担をしているということであります。

近年アレルギー除去食が増加をしておりまして、そのために一昨年、職員も増員をしていただいたところでありますけれども、給食費を無償にするとなりますと2,770万円ほどの予算が来年必要になるわけであります。国の制度改正などがなければ大きな負担であります。

議員の言われますように、子どもは国の宝、地域の宝、そのとおりだというふうに思いますけれども、やはり現状では無償化は厳しいというふうに考えております。

○６　　番　（中塚礼次郎）　無償化は厳しいというふうなことでお答えがありました。

上伊那、下伊那の各自治体でも少子化・人口減少対策として移住・定住者を迎え入れるためのさまざまな施策を講じており、特に若い世代を迎えるために子育て支援施策を重視してきております。近隣の市町村ではまだ実施はされていない、下伊那と一部というふうな状態ですけれども、この給食費の無償化は、この美しい村中川村で子どもを産み育てるための大きな子育て支援となって、少子化・人口減少対策としても若い世代の定住や転入にも効果が期待されるというふうに私は思います。今ちょっと教育長のほうからも2,700万円余の予算を必要とするというふうなお答えがあって、無理だというお答えでありますが、私は、どうしても施策として実施をしていくというふうに考えるわけですが、先ほどお答えをいただきましたので、2,700万円の子育て支援策というふうに考えてみれば、その金額が大きいか少ないか、子育て支援のために、あとどんな手をこの中川村で打っていくかということを考えると、もう一度しっかり考え直す必要があるというふうに思います。

今、教育長もちょっと触れましたが、学校給食の無償化については、本来は、日本で学ぶ全ての子どもたちが安心して学校給食を食べることができるように、国の責任による学校給食の無償化がなされるべきだというふうに私も考えるわけです。これについては、ちょっとはっきりお答えが、そういうふうに感じましたが、その点についてはどうでしょうか。

○教育長　　少し回りくどくなってしまうかもしれませんけれども、ことし７月に文科省から平成29年度の学校給食費の無償化等の実施状況及び完全給食の実施状況の調査というのがありまして、この結果が発表されております。全国1,740自治体の調査の結果であります。これによりますと、無償化による成果の例としましては、児童、生徒、保護者にとっては給食費未納・滞納への心理的な負担の解消、学校にとっては給食費の徴収や滞納者への督促などの対応負担の解消、自治体にとっては少子化対策、定住・転入の促進等が確かに挙げられております。無償化実施後の課題の例としては、継続的な予算の確保、議会・住民の理解、食料費の高騰や転入者増加への対応、それから食育への関心の低下や無償化を当然とする意識の高まりの懸念等が報告をされております。少子化・人口減対策として効果が期待される面と課題となる面があることがわかります。

現時点としては、そういうことで慎重に考えていきたいというふうに思います。

なお、地産地消の観点から、お米については地元のものを使用していきたいという考えもあります。

○６　　番　（中塚礼次郎）　子どもの医療費の完全無償化もいち早く取り組み、今では、上・下伊那はもちろん、それは全国に広がっています。すばらしい自然の中で子育てをしやすい村として広くアピールできる村となることを願いまして、次の質問としたいと思います。

次に、農業の担い手育成と確保についての質問であります。

農業の担い手不足は全国的な問題であり、確保に向けて久しく取り組みがなされてきております。

村でも新たな就農を目指す若者やＩターン、Ｕターンにより村外からの定住、・就農希望者に対して里親制度、農業インターン制度、融資制度などの活用により技術の習得や資金面での支援策などによる取り組みを進めてきていますが、十分な担い手確保とはなってはいないんではないかというふうに思います。不作の地となる水田、畑、果樹園の農地を守り、基幹産業としてどう発展させるかが大きな課題であります。こういった状況の要因には、専業農家の高齢化と後継者の問題、それから兼業農家が次世代に継承されていない問題、やってももうからないという採算の問題、後継者への技術の継承ができていない問題、機械、設備など新たな投資などの問題があるというふうに私は考えます。

村の農業、農地は、専業農家と第１第２の兼業農家で守られてきました。農地を守り農業を継続してく一つの力として兼業農家の育成、支援が必要だというふうに考えますが、この点についての考えをお聞きします。

○村　　長　　まず、ちょっと農地の今現在の荒廃化されている数字について改めて申し上げてから述べさせていただきたいと思いますが、今再生利用が可能な荒廃農地、これにつきましては調査によりまして12.9haという数字が出ております。地目につきましては、水田が3.4ha、畑が9.5haということであります。これらの荒廃農地を所有をしていらっしゃる方は63人でありまして、そのうちここの中川村にいらっしゃらない方、不在地主といいますか、農地の持ち主は16人の方で3.7haになっております。

荒廃化が考えられる原因としまして、今、議員のほうからご指摘がありましたけれども、非常に狭いこと、圃場形態が悪くて機械で耕作するのが大変なこと、それから樹園地の樹木を切り抜根をする、つまり片づける労力が今のところはないという、そういう問題、そして作付して収穫を得る労力と機械力をつぎ込むよりも生産物を購入したほうが安い――生産物といいますか、農作物ですね、などがあるというふうに考えられます。

一方、農地の貸し借りの希望についてなんですけど、農地を貸したいという希望の農家は95戸程度ありまして、これが15.5haになっております。売りたいという農家は80戸で26.6ha、ここで問題は、貸し借りの両者の条件が合わない農地が非常に多いということであります。

荒廃農地になる可能性が当然これからも増えていく可能性があるという現状があるっていうことは、今の調査の中でもわかるかと思っております。

農地を農業生産の上がる資産であるというふうに見て、または農業生産額は上がらないまでも農村景観を守っている、形づくっている一部であると、そういうふうな格好で農地としての資産が保たれているような姿が、やはり望ましいだろう、最低でも、というふうに思います。

兼業農家の育成とか支援を行うということよりも、借りて、農地を借りて耕作をする、そして保全に努めたい、こういう農家や組織、こういったものをやっぱり支援をするということに重点を置いてやるべきだろうということを今考えております。

また、もう一つは、農産物を自家消費する、つくって自分のうちで食べる、野菜などをつくる楽しみで耕作をしたい、こういう農家以外の方も増えてきておりますので、こういった皆さんが農地を利用していただくことで荒廃農地を防ぐということも考えていきたい。つまり、これは貸借の促進を買張るようなことを施策として考える必要があるだろうというふうに思っております。

兼業農家で農地を維持できそうもないというような場合につきましては、再三申し上げておりますけれども、地区の営農組合組織で話題にするということが、まず原則ですね。これが一番いいだろうと。引き継ぐべき農家が、その中で私が引き受けようということであらわれれば、ぜひ営農センターへ次の相談をかけていただきたい。貸借につきましては、責任を持って取りまとめていきます。それから、こういう関係ができるならば、農地中間管理機構という組織がありますので、この組織をうまく利用していくこと、これも手であろうというふうに思っております。また、こういった皆さんが、農家があらわれないとしても、営農センターにとにかく相談をしてほしい。つまり、自分、地域の農地の実情は、ぜひ地区の営農組合なりを通じて営農センターのほうに事情としてこういうことなんだけどということを、ぜひ上げていただきたい。ここから、やっぱり解消をしていく――解消っていうか、荒廃農地をどうしていこうかっていう動きがまず始まるというふうに思っておりますので、手段としましてはこういうことを大事にしていくということでございます。

○６　　番　（中塚礼次郎）　今、村長のほうからお答えありましたが、村としては、その兼業農家のあり方についてはどういうふうに考えておるか。

○村　　長　　兼業農家もいろいろあると思うんです。１種兼業２種兼業っていうのは、ほかのところで収入を得ているという農家だと思うんですけれども、私としては、とにかく、そういう形でも家族農業であるという視点から見るならば、これはもちろん守られていってしかるべきというふうに思いますけれども、中川村の農地であり、そういった面から見た場合に、切り口から見た場合には、兼業農家を守るとか、具体的な支援をするとか、そういう発想にはちょっとならない。非常に難しいところかと思いますけれども、私としては、そんなふうに考えます。わかっていただけますか。つまり、農地をどういうふうに守っていくかっていう観点を大事にしたいということであります。

○６　　番　（中塚礼次郎）　村長のお答えですが、現状、少なくなったとはいえ、私のうちもそうですが、私が百姓をやっておるんで専業のような顔をしておりますが、息子は勤めであって、兼業で今の農地を守っておるというふうな状態かというふうに思います。そこらを考えると、やっぱし中川村の農業も、法人組織だとか大きな農家に農地を任せて守っていってもらうっていうだけじゃあ守り切れないというふうに私は考えますので、兼業農家も今まではこの中川村の農業を支えてきた、中川の農業を支えてきた農業形態というふうなことから考えると、そういった面でも支援というのは必要じゃないかというふうに思います。専業農家同士が共同し合って地域の農業を守るという方法も必要ではないかというふうに考えますので、また、この点についてはまた協議をいただいたり検討していただきたいというふうに思います。

そこで、南向地区には稲作を柱とした組合法人組織が発足をして、片桐は認定農業者を中心に企業法人も含めた形で水田や畑地の集積と耕作管理がされてきておりますが、それぞれの地域の、先ほども村長もちょっと触れましたが、基盤未整備の水田だとか畑、樹園地を荒廃させずに耕作管理するかが課題であり問題だというふうに私は考えるわけですが、そこで、移住・定住者を迎え入れ就農への取り組みを、今も取り組んでおるというふうに思いますが、さらに強化する必要があるし、この道しかないのではないかというふうに私は考えるわけですが、こういった点で取り組みの状況についてお聞きをいたします。

○振興課長　　農業の家業を引き継いで経営を発展させていく方が出てくることが望ましいわけであります。最近は、そういうような方が増えてきているというような実感はございますけれども、まだ農業の担い手は不足しているというふうには感じております。

基盤整備をされていない小規模の圃場等について、経営の発展を目指す方にこれを担っていただくというのは厳しいものがあるのかなあというふうに思います。農村環境の保全や生活環境という視点で兼業農家や非農家、また保全組織も含めて活用、保全を図っていく必要があります。農業の担い手の確保とは分けて考える必要があるというふうに考えております。

園地につきましては、高齢の農家の皆さんの園地の継承を図る上では、地域おこし協力隊の制度など移住者の活用も考えられ、具体的にこの内容で地域おこし協力隊の募集を行っているところであります。

また、小規模な農地の活用や機械のオペレーターにつきましては、移住者や退職者の方々の協力を得るということも必要というふうに考えております。

最近は、空き家と農地をセットで移住促進を進めるという施策を行うところが出始めてきておりますけれども、移住者など非農家の皆さんが農地を取得するには、農地法の制限があり30ａ以上、中川村では30ａ以上の経営が必要となってきております。農地取得の下限面積を下げることによりまして、移住、転住の促進や大規模圃場の遊休荒廃地化の防止対策には有効な対策の一つとされています。このことにつきましては、農地法の目的であります耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図るといった農地法の目的がありますので、権限を持つ農業委員会にこの件につきまして検討をしていただきたいという依頼のほうはしているところでございます。

いずれにしましても、移住者も含めた新たな農業の担い手の確保と兼業農家や非農家、また保全組織を含め、農地を管理していただく方の確保といった取り組みを強化していく必要があるというふうに考えております。

○６　　番　（中塚礼次郎）　今、振興課長がお答えいただきました。ちょっと次の質問にも関連した内容のお答えもありましたが、新たな就農者を迎える取り組みとして、さっき課長のお答えの中にもありましたが、地域おこし協力隊制度を活用した取り組みが私は必要だというふうに考えて通告書の中にも書いておきました。新規の就農者との結びつきについて質問をしておるんですが、さっきお答えいただきました。それで、課長のほうからも答えの中にありましたが、私、さっき兼業農家っていうふうなことを言いましたが、村外から、そういった形で移住・定住者を迎えて、この村に住んで、新たな起業っていうか、農業以外で起業する人もおるし、職としてはどこかに勤めを探しながら、それにプラス耕作ができない水田だとか畑だとか、そういうものをプラスして、外へ出ての収入プラスうちで食べる一年中の食材プラスアルファというふうな形でこの村に移住、定住をしてもらうというふうな考え方が大事かなというふうに考えます。

それで、そのことについて今、課長のほうから関連のようなお答がありましたので、私の考えとは、またちょっと変わらないというふうに思いますので、新規就農者を迎え入れて今まで以上な取り組みが必要だというふうに、受け入れるための確保についてね、今まで以上の積極的な取り組みが必要だというふうに考えるわけですが、迎え入れるためのいろんなことを実際に村としてやっておるというふうに思うんですが、多くはなかなか公になっていないと思うんだよね、情報的には。ちょっとそういう点について、東京あたりでやっておることとか、いろんなことについて、もしお答えいただければ、お願いします。

○振興課長　　まず地域おこし協力隊の関係ですが、やはり農業を担っていただく方に対しまして地域おこし協力隊というのは比較的いい制度かなあというところでございます。

現在、県を中心に地域おこし協力隊の募集説明会というようなものを行っております。ことしの11月には銀座ＮＡＧＡＮＯのほうで開催をされまして、私と係長のほうで出席をして希望の皆さんに説明をしてきたところでありますが、来られる皆さんにつきましては、農業をしたいという方もいらっしゃるんですけど、まだちょっと漠然としたような考え方で、まずは移住をしたいというような方が多いわけなんですけれども、何件か相談をしてきたわけですけれども、ちょっと今のところ具体的な成果は見えないというところでございます。

また１月にも、また銀座ＮＡＧＡＮＯのほうで募集説明会がありますので、引き続き参加をしていきたいというふうに考えております。

話をする中では、地域おこし協力隊につきましては、いろいろな個人としての希望を持っている方もたくさんいらっしゃいますので、そんな皆さんの話を聞く中で移住と農業が結びつけられるような提案をできればなあというふうに思っております。

それ以外の取り組みなんですけれども、来庁される移住者の皆さん、移住または就農したいという希望者の方もいらっしゃいます。昔は、少し何となく来るような方もいらっしゃったんですけれども、最近は、比較的しっかりした意思を持って訪ねてこられる方が多いということで、最近では、１週間、農家のほうで体験研修をしていただきまして、研修の農家の方からは「この方は作業の理解や判断にすぐれる。」といったような相談をいただきました。近いうちに関係者の同席のもと将来の就農に向かって話し合う予定の方がいらっしゃいます。また、この方以外にも何度も村のほうに就農の相談に来られている方もいらっしゃいますので、そういう皆さんとしっかりと話をしていきたいというふうに思っております。

やはり、話をする中で、就農の、特によそから来る就農の皆さんにつきましては、移住という、生活の基盤が移るわけですので、まずは住む場所の確保といったところから始めなければいけないということであります。

また、移住も新規就農も、最終的には地域の皆さんになじんでいただいて始まっていくということも重要になりますので、地域と人とのつながりが大切となってきますので、こういうところの行き違いがないようにしなければいけないというふうに考えております。

移住による農業の担い手の確保につきましては積極的に取り組む必要がありますけれども、また、あわせて丁重できめ細かな対応も必要というふうに考えております。

○６　　番　（中塚礼次郎）　今、振興課長のほうから大変心強い取り組みと経過の状況、それから、こういった気持というか、仕事に向けての取り組み、やっていきたいというような内容、心強いお答えをいただきまして安心をしました。なかなか行政懇談会で就農なんだという言葉で片づけられている、実際どのような形で村が取り組んでおるかという理解をしていくためにも、今お答えいただいた内容、考えを持って取り組みをされておるということに大変心強い思いをいたしました。

中川村にさらに多くの就農者、定住者が来て、この村の発展のために、人生が大きく変わるわけですが、その手助けとなれるような行政としての支援も考えていっていただきたいということを希望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議　　長　　これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

次に、３番　松澤文昭議員。

○３　　番　（松澤　文昭）　私は、さきに通告した通告書によりまして大規模災害に対する村の防災体制について村の考えをお聞きします。

近年、異常気象が頻発し、災害が大規模化しております。そして、繰り返し日本を襲っており、異常事態が常態化をしております。災害の専門家は、大規模な災害発生の背景には主に２つの要素があり、一つは、これまでのデータでは考えられない大雨や熱波が発生しやすくなっており、加えて地球温暖化現象などもあり、過去の気象データを超える気象現象が発生しており、地球の環境変化によって気象現象も変わると考えたほうがいいというふうに言っております。現在、我々が異常気象と認識している現象がこれからも頻繁に発生する可能性が高くなっていると指摘をしておるわけであります。２つ目の背景は、気象現象の変化に我々の対策が追いついていないことだと言われております。このような状況を踏まえ、９月の議会では多くの議員が一般質問で防災対策を取り上げております。その答弁内容を聞く中で、中川村の防災対策は通常の災害であれば問題なく機能すると考えますが、大規模災害が起きたときに村民の命を守る防災体制が構築されているのか疑問を持っております。

一方、東日本大震災の津波で犠牲となった石巻市立大川小の遺族が損賠賠償を求めた訴訟の控訴審判決で仙台高裁は、震災前の市や学校の防災体制について初めて過失を認定しました。大川小訴訟の一審、仙台地裁判決では、教職員による避難誘導の過失認定にとどまっておりましたが、二審では、校長や市の組織的な過失も認定しており、高レベルの防災体制を求める判決が下されております。

つまり、大規模災害において事前防災の確立ができていなければ、行政にも過失が認められるおそれがあるとことになります。

そこで、大規模災害が起きたときの防災体制について村の考えをお聞きします。

まず、先ほど申しましたように、東日本大震災の津波で犠牲となった石巻市立大川小学校の津波訴訟で二審、仙台高裁は、学校側の事前防災体制の過失を認め、地域の実情に応じた危機管理マニュアルを改定する義務を怠ったと判決の中で指摘をしております。そして、自治体や学校に警鐘を鳴らしておるわけであります。この判決に対する村長の所感をまず聞きたいと思います。

○村　　長　　仙台高等裁判所によります判決でありますけれども、これを読みますと、２点、大きく言えるかと思います。――３点ですか。震災前にありました危機管理マニュアル、これはあったわけでありますが、第３次の避難場所を定めてあって、かつ避難経路及び避難方法を記載する改定ができたはずであるということが１点、それから、市の教育委員会に対しましては津波被害が起きる前の学校訪問のときに危機管理マニュアルの内容の不備な点を是正するよう指導、助言する機会があったと、津波については高台に避難するほかないことを危機管理幹――専門家であります、に説明させているということが２点目、それから３点目に、大川小学校の危機管理マニュアルの中の第３次避難場所の記載を点検していれば、その不備を指摘できたはずだということであります。こういうことを判決文に述べておるわけでありまして、まとめてみますと、避難マニュアルを適時、的確に改定することが自治体には求められているんだということかと思います。したがいまして、議員が言われたとおりでありますけれども、自治体も何かあったときには当然過失責任が十分あると、問われますよということが明確だということかと思います。

ちなみに、村内には３つの小学校があるわけでありますが、この小学校につきましては、従来の避難計画に加えて見直しをした上で、どういうふうな形で避難、大規模災害というといろいろ考えられますが、そういったときにはどういうふうに逃げるかということは見直しが済んでおるというふうに聞いております。

○３　　番　（松澤　文昭）　判決の内容について村長の所管があったわけでありますけれども、私は、この判決を見たときに２つの側面があるなというふうに思ったわけであります。今、村長から話があったように、判決では、ハザードマップといった被害想定が完全ではないと指摘しているものの、被害想定はあくまでも目安であって、安全対策をとらなくてもいいということは免罪符にはならないよということで、今話がありましたように積極的に、特に地域の特性や立地のリスクを調査、検討して危機管理マニュアルを自治体や学校でつくりなさいよということの警鐘を鳴らしておるというふうに私は考えておるわけでありまして、特に今申しました地域の特性、地域の特性や立地のリスクを調査、検討して危機管理マニュアルをつくれということを言っておるわけでありまして、その点について村長のお考えを聞きたいというふうに思います。

○村　　長　　地域特性の中でハザードマップというお話しがあったとおりでありますけれども、これにつきましては、近年――近年といいますか、30年ですか、ハザードマップは、一番最新のものは29年だと思いますが、に改正になっております。そういうことでありまして、これは最近の改正といいますか、いろんな危険性を地図上で示しておるということでありまして、以前の避難計画といいますか、防災計画の中にはこのことが十分反映されていない、ましてや地域で、それぞれの自主防災組織に対しては、その地域の特性を十分反映させた避難計画があってしかるべきだという点では、よくわかりますし、今現在、そのことについては、まだしっかり、全く――全くといいますか、つくっていないのが現状であります。

○３　　番　（松澤　文昭）　この地域特性のことについては、また後ほど議論したいと思いますけれども、引き続いて、先ほど申しましたように、私はもう一つの側面があるかなというふうに思って、感じたわけでありますけれども、前段で申しましたように自治体や学校に厳しく警鐘を鳴らしておるわけでありますけれども、逆の捉え方をすれば、自治体や学校の職員が科学者の知見を越えた想定外の災害に対応するには無理があるのではないかということも考えます。そういう点で、今回の判決によって、逆に行政、学校の災害に対する管理が非常に過剰になってしまって、危機管理マニュアルが逆に肥大化をしたり、臨機応変な対応ができなくなるようなおそれもあるかなということも感じたわけでありますけれども、その点について村長のお考えもお聞きしたいと思います。

○村　　長　　何といいますか、その実情、それこそ、それが地域だと思いますので、その地域に合った一番のいい方法っていうことを議論して、その上でマニュアルというか、対策を立てる、これが全てであると思いますので、過剰なという言い方をされましたが、例えば、こういうときにはこういうふうな動きをして、ああだ、こうだって、非常に型にはまった、しかもいろんなパターンで、その量が膨大になることによって、ましてや動きが制約、いざっていうときに制約されるようなものであってはならないというふうなことは私も感じますので、まず地域の実情っていうのが、そこら辺に足を置いた計画でいいんではないかという気がします。

○３　　番　（松澤　文昭）　今２点のことを私申し上げたわけでありますけれども、そういう防災計画を含めて、そういうようなことも念頭に置いて対応してもらいたいなあと思うわけであります。

そういう中で、防災計画のことについてお聞きをしたいと思うわけでありますけれども、国が地域防災計画の作成を各自治体に義務づけをしておるわけでありますけれども、これは、やはり国や県が原案をつくったものをもとにして計画をつくっているというふうに私はちょっと感じております。そういう意味で、先ほど申しました地域特性が反映されていないのではないかなというふうにも考えておるわけでありますけれども、その点について村長のお考えをお聞きしたいと思うわけであります。

○村　　長　　現在の地域防災計画は、最初は――最初っていうか、もとになっているのは19年～20年度に作成したものであります。その時点での各地の災害の教訓を踏まえて、国や県の防災計画に連動しつつ、中川村の実情に即したものを目指したわけでありますけれども、防災体制としては、防災体制は、今のいろいろな災害――災害まではいきませんが、準備をしたり警戒態勢をとったり、こういった点では村の実情に合わせております。

しかし、これはハザードマップがしっかりできてきた時点以前のものでありますので、そういった点での地域特性というのは考慮されておらんということであります。

○３　　番　（松澤　文昭）　今も話しました地域特性のことにつきましては、次の質問の中でまた議論を深めたいと思いますので、次の質問に移りたいと思いますけれども、中川村のような小規模な自治体では防災に対する専門担当者がおらないということで、加えて防災担当者も他の業務を兼務しておるということになります。このような体制では先ほど申しました防災計画の作成においてもシンクタンク等へ調査を丸投げするということになってしまったり、地域に根差した綿密な防災計画を定めて維持していくことは難しく、いざというときに防災計画が役に立たないということも考えられるわけでありまして、この点につきまして村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○村　　長　　今お話しがありましたとおり、平成20年度の時点で、確かに国・県の示したひな形といいますか、そういったものに今の村の現状をできるだけ当てはめてつくったというのがもとになっておるわけでありまして、各自主防災組織の取り組みまでを計画するっていうことにつきましては、この平成20年度、つくった当時では、地滑りですとか土石流ですとか急傾斜、こういった情報が不足していた、また認識も現在のようなものではなかったということは言えるかと思います。ご指摘のとおり、それをつくり、地域と話をして整備をしていく職員のマンパワーっていう点でも、なかったというふうに思っております。現在も、それについては、じゃあ足りているのかというふうにいいますと、同じ体制であるわけでありますけれども、そういう中で何ができるかということであります。これは、一つ、ハザードマップができました。それを活用して各地区での話し合いを進めていきたいというふうに思っておるわけでありますけれども、まだまだ詳細なハザードマップをつくるというような動きもあるようでありますので、これからは、こういったものも含めて取り組みも進めていきたいというふうに思っておるところであります。

○３　　番　（松澤　文昭）　今、防災ハザードマップのことが出たわけでありますけれども、中川村には防災ハザードマップがあるわけでありますけれども、先日の新聞報道によりますと、辰野町の新町地区で進める住民参加型の崩壊危険箇所抽出防災マップ作成事業が大詰めを迎えているということで、専門家による講義や現地調査を通じて山の崩壊メカニズムを学び、科学的根拠に基づく防災マップをつくる取り組みを行っており、集積した情報から避難ルートなどを頭上に書き込み作業を終え、マップの完成を待つばかりとなったということで、災害時の避難行動や日ごろの備えに役立つ高精度のマップの作成の実現はもちろん、主体的に活動した住民たちの防災意識を高める効果を生み出しているとの新聞報道がありました。この住民参加型の防災マップの作成について村として取り組む考えはないか、村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長　　その点については私のほうからお答えをさせていただきます。

住民参加型の防災ハザードマップにつきましては、県が支援をする形で現在各地区で取り組みを進めてきておるところでありまして、来年度、できれば村でも取り組んでいきたいというふうに考えております。

○３　　番　（松澤　文昭）　住民参加型の防災マップの作成を取り組んでもらえるということでありますけれども、そのときに、ちょっと一つの提案があるんですけれども、中川村での大規模災害といえば三六災害が頭に浮かぶわけですけれども、もう三六災害から既に57年が経過をしております。当時消防団員として活躍された方も、もう80歳前後の年齢に達しておりまして、これらの方々は三六災害時に貴重な経験と体験をされた方たちです。この住民参加型の防災マップ作成において、地区の役員等だけに呼びかけをするのではなくて、この貴重な経験だとか体験をした方々と住民だとか消防団員が一緒に防災マップづくりにかかわるということをすれば、三六災害時の貴重な知識だとか経験が防災マップに生かされるとともに、将来にもこの貴重な体験、経験が受け継がれるというふうに考えるわけでありますけれども、その点について村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長　　今私どもが想定をしております防災ハザードマップは主に土砂災害を想定したハザードマップでありまして、複数の地区、村内27地区を個別にというよりも、幾つかの地域、地形的な条件の似通ったところをまとめてつくるようなことをイメージしております。その中では、地区の住民の皆さんに、まずは、どういうところなのかという、自分のところがどういうところなのかということを理解をしていただいた上で、では自分たちはどうしようかということを話し合っていただくということが主眼になります。どういった皆さんが参加をしていただくかについては、まだ細かく検討はしておりませんが、ご意見いただきましたとおり、過去のことをよく知っている人のご意見が一番有意義かというふうに思いますので、その点は考慮してまいりたいと思います。

○３　　番　（松澤　文昭）　私は今、三六災のことを例に出したんですが、やっぱし三六災で大きな被害を受けたところ、そういうところについては集中的にそういうものを先行してつくるべきではないかなあというふうに考えておるわけでありますけれども、その点について村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長　　現時点では、どこを対象につくっていくかといのはこれから検討でございますので、ご意見は参考にさせていただきたいと思います。

○３　　番　（松澤　文昭）　ぜひとも、そういうことを念頭に、住民参加型の防災マップの作成について進めていってもらいたなあというふうに思うわけであります。

それでは、引き続いて次の質問に移りたいと思いますけれども、中川村が防災対策をぞんざいにしているとは思いませんけれども、やはり予算や人が少ないので、日常的にせっぱ詰まった課題、例えば介護だとか福祉がどうしても優先されてしまうというふうに私は考えております。どうしても防災対策の優先順位は低くなってしまうということであろうかと思います。災害がいつ起こるかわからないため、小規模な自治体は防災担当者の個人的な防災意識に西遊しがちになるのではないかなあというふうに考えておるわけでありますけれども、その点について村長のお考えをお聞きしたいというふうに思うわけであります。

○村　　長　　そういうことがあってはならないということかと思います。防災と危機管理につきましては、住民の安心と安全を守る観点から重要視をしておりますし、担当者の意識の違いですべきことではないという、こういうことがあってはならないものと考えております。そのために、村としましては、担当者間での引き継ぎを行ってやるべき課題をつないでいく、この引き継ぎにつきましては、当然担当課長の決裁を受けてつないでいくと、こういうことをやっております。

○３　　番　（松澤　文昭）　この点につきましても、また後ほど若干触れる部分がありますので、また議論をしたいと思っております。

引き続いて５番目の質問に移りますけれども、防災を学ぶためのツールっていうのはたくさんあると思いますけれども、こうしたツールを使いこなすためには、先ほど申しましたように地区の過去の災害を調査して、この地区ではどのように災害が発生するおそれがあるのか、災害が起きたとき、どういう経路でどのように情報が入ってくるのか、食料だとか救急医療品をどう調達するのか等々、これら全体を把握している職員が必要であるというふうに思います。人事異動がある職員が全体を把握することは難しいと考えますけども、その点について村長のお考えをお聞きします。

○村　　長　　危機管理の担当部署として防災を専門に担当する者がいれば、防災に関する知識の蓄積と対処の方法、住民の防災意識の深化など、深くかかわっていけるかと思います。

しかし、現在の職員は一般事務職で採用しておるところでございまして、村の職員としてさまざまな分野を経験して知識を得てもらうために定期的に人事異動は行わざるを得ないということであります。

それぞれの分野で専門職員を置くということは望ましいわけでありますけれども、小さな自治体では職員数が限られると、逆に多くの職員に防災担当を経験してもらうことで知識の習得といざというときの対応ができるんではないかと、逆にそういうことも思っておるところであります。

○３　　番　（松澤　文昭）　多くの職員が担当するということは非常に重要かと思いますけれども、６番の質問と関連しますので、その点を含めて質問したいと思いますけれども、やはり大規模災害時には、その自治体が抱えている職員の数倍の人数が大規模災害時には必要になると言われております。被災証明に結びつく建物被災度判定や避難所の設置、運営など、災害時に特有の業務が発生をします。その補強を他の自治体からの人的支援で賄えば、自治体機能を早く回復することができる上、その手伝う職員も災害訓練の実践ができます。そのためには、事前の研修と訓練、そして災害対応業務の標準化を行い、相互応援システム化を積極的に進めることが大事かなあと思うわけでありますけれども、その点について村長のお考えをお聞きします。

○村　　長　　災害時の支援体制としましては今おっしゃられたことがあるわけでありますが、改めて申し上げますと、被災した家屋の危険度調査と罹災証明の発行、それから公共インフラ、道路の復旧、水道や下水道の状態の診断などには、被災経験のある自治体職員が派遣をされまして応援に当たっているのが現状であります。

また、国土交通省のという技術シェア集団があるわけでありますが、こういった皆さんが調査と復旧の指導、場合によっては、自治体ができない場合には道路などの仮復旧も行ってくれるということが今対策としてあります。

災害応援業務の標準化というような形で、そういうふうにつくられた仕様っていうものは作成はしていないわけでありますけれども、被災市町村の蓄積した経験があるかと思いますので、こういったところにつきましては長野県から参考助言があるかもしれないというふうに思っておるところであります。

○３　　番　（松澤　文昭）　中川村として他の市町村と災害応援協定っていうのは、具体的には結んでいるんでしょうか。その点についてはどうでしょうか。

○村　　長　　村単独では結んでおりません。

ただ、ここは東海沖地震の大規模地震指定地域に指定されておりますので、下伊那、それから木曽、諏訪、それと上伊那、その間で何かあったときの応援体制、どこかが被災したらここが応援に入るという体制は確立されております。

○３　　番　（松澤　文昭）　先ほどもちょっと申しましたけれども、災害応援協定は結んでいないということですけれども、やはり、いざ大規模災害になったときに数倍の人数の職員が要るよという現実の中で、やはり相互応援システムのシステム化っていうことができておらないと、応援に来てもらっても対応できないし、応援に行っても対応できないということになってしまうと思うんですけれども、そこらも含めて、県とも連携をとりながらシステム化を図っていくっていうようなことについては、進めていく考えはないんでしょうか。

○村　　長　　県のほうで、当然こういう場合には市町村は、市町村単位というよりも、大規模災害の場合には、もう少し広域なところでの連携態勢、こういったものをとるというのが県の考え方だし、それに沿っておるということでありますので、個別には、こういった場合にはこういう――こういった場合っていうか、被災した場合にはこういったことが必要になりますよ、こういう業務がありますよということにつきましては、県のほうからの指導があるかと思います。それに対しての人員配置については、当然村の職員ではやり切れないところがありますから、そこら辺は応援をしていただかざるを得ない、こんなふうに考えております。

○３　　番　（松澤　文昭）　統一的なシステム化を県のほうへ要望すると、そういうようなことについては考えておりませんか。

○村　　長　　県には危機管理室がございますので、当然、最近の災害状況も受けておりますから、県としてそこら辺のことは十分考えた上で指導してくれるものと、私のほうからっていう――市町村からっていうこともあろうかと思いますが、恐らく県のほうから、これは指示をされるだろうというふうに思っております。

○３　　番　（松澤　文昭）　一つ気になったのは、これからやっても、やはり大規模災害のときには役に立たないと思うんですよね。今、今現実としてシステム化の部分を村として把握をできておらないと、いざというときには役に立たないと思いますので、そういう意味では、今、村としてシステム化のものを把握しておらないと、いざといったときに対応できないんじゃないかと私は危惧しておるわけでありますけれども、そこら辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○村　　長　　被災した場合、こういう被災に対してはこういう応援体制をお願いする、先ほど言いましたような罹災証明についても、こういう格好で発行する、こういったマニュアルだと思うんですけれども、それから避難所等の開設の仕方――開設というか、そこで働いてくれるボランティアの皆さん、どう受け入れて、どういうふうに復旧やなんかでご協力をいただくかとか、全てのことに対してについては、これはまだできていないというのが現状ですから、これらについては、今現在、個別のところでのお話は聞いております。例えば、被災をしたところの市町村長さんのお話だとか、こういうところで非常に役に、助かったというようなことは聞いておりますけれども、これらについて、こういう場合にはこういうふうにしますよということは、担当部署等の中で、県やほかの市町村にある――あるんでしょうけれども――あるのかもしれませんが、そこらについては研究をするしかないというふうに思います。聞くのが最初かと思います。

○３　　番　（松澤　文昭）　いつ大規模災害が起こるかわかりませんので、私は早急にそういうマニュアルも含めて村が把握しておくことは大事かなと思いますので、早急な対応が必要かなあというふうに考えております。

それでは、大規模災害に対する具体的な対応、取り組みについてお聞きをしたいと思うわけでありますけれども、まず、大規模災害が起きますと災害対策本部ができるということになろうかと思いますけれども、やはり一番最初に電力と情報通信システムの確保が必要であろうということでありますし、また騒音対策だとか非常電源の確保、多様な情報通信メディアの確保が必要になってくるというふうに考えておるわけであります。それから、重要なのは、やはり対策本部のレイアウトが重要になってくるかなあというふうに考えますが、これは代替施設も含めて必要だというふうに考えております。大規模災害となれば、村長以下トップが登庁できないというような対応も考えなければいけませんし、職員が登庁できないことも想定した穴あき組織でも機能するような組織の確立が必要だと考えるわけでありますけれども、その点について村のお考えをお聞きします。

○総務課長　　まず、災害対策本部となります役場庁舎でありますが、現在、非常用の電源が最長８時間しか稼働ができませんので、本年度、これをできるだけ長く稼働できるようなものに更新をしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

それから、大規模な災害になりますと、まず移動自体もままならないと思いますし、いわゆる有線による通信には余り期待ができないと思われますので、無線が主体ということになるかと思います。地区総代さんには携帯無線をそのためということで配備をしてあるところであります。

大規模な災害となりますと、職員だけではなくて主に消防関係者なども多数集まって来られるというふうに思いますので、広さがまずは重要かなというふうに思います。それと、通信設備がある程度、有線のものの含めて使えるのであれば、使える範囲は使うということを考えますと、庁舎１階全体が本部となるようなイメージを持っておるところであります。

役場が被災して使えないというような状況になった場合の代替施設は、一応文化センターというふうに定めてあるわけですが、広さ的には何とかなるかというふうに思うんですけれども、いわゆる通信機、あるいは電源装置等の設備には、やはりまだ問題が多いかなあというふうに思っております。

問題は、各地区でも同じようなことが起きるというふうに思いまして、そちらのほうの電源確保も心配かなあというふうに思っております。平成24年度に村で数カ所に発電機を配備したわけですけれども、その点検を今年度行いましたが、ほとんど使われていないというか、訓練もしていないというところもありましたので、本部だけではなくて各地区でも危機感を持っていただけるとありがたいなというふうに思います。

穴あきという件でありますが、地域防災計画の災害応急対応計画の中では本部長の代理について定めてありまして、村長、副村長、教育長、総務課長という順位代理が定めてありまして、さらに役場の事務処理規則の中でも、いわゆる代決処理の規定がありますので、理事者、総務課長が不在なら、それに従って対応するということになりますが、要は、それが機能するかどうか、そういう決まりがあることと、それが機能するかどうかは別の話であろうというふうに思います。まずは、その災害発生時に職員が自分は何をするのかということをはっきり自覚しておくということが必要でありまして、地域防災計画の見直しも今しておりますが、本年度、役場の防災訓練の中では、そういった観点からの訓練に着手をしたというところでございます。

○３　　番　（松澤　文昭）　次の質問に移りますが、自治体の防災対応を応援するために気象庁が気象台と市町村の連携を密にして災害への危機管理を共有できる関係づくりを強化する方針を示しております。具体的には、自治体支援を充実させるため地方の気象台を中心に指定された職員が避難勧告などの判断を助言する気象庁防災対応支援チームを発足させており、気象台長が市町村長に直接連絡するホットラインも推進をしております。日ごろから顔の見える関係を築いておけば気象情報の収集及び迅速な防災体制につながると考えるわけでありますけれども、村長のお考えをお聞きします。

○村　　長　　気象台では市町村長と顔の見える関係を構築しようとしております。自治体数の多い長野県においても、数年に１度は気象台長が――長野気象台の所長――台長さんが訪問していくということが指針に――指針といいますか、計画に述べられております。

私たちの村でも平成29年の９月に来庁いただきまして、職員に向けて講義もいただきました。

また、ことしでありますけれども、土砂災害警戒情報が何度か発令をされましたので、気象台からは発令前に情報提供が必ずありました。

また、気象警報の解除の見通しなど情報も適宜いただいて、こういうことであります。もう少しで、これは恐らく、見ていると専門家でわかりますから、大雨の線状降水帯は移動するので、そこまでぜひ頑張ってくれと、こういうようなこともアドバイスをいただいておるところであります。これが、いわゆるホットラインだというふうに解釈をしております。

このようなことで、一定の関係はつくっていただいておるというふうに考えております。

○３　　番　（松澤　文昭）　このホットラインのことにつきましては、今、村長のことだけ申しましたけれども、気象台長だけではなくて、気象庁の職員も含めて、あるいは村の職員も含めた顔の見える関係っていうのが本当の防災対策のところに役立ってくるかなあと思うわけでありますけれども、村長だけではなくて、気象台の職員と村の職員との顔の見える関係の取り組みについて村長のお考えもお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長　　気象台長が訪問をいただいたときには、台長さん一人でお見えになるのではなくて、職員の方も一緒にお見えになって、一緒にお話をさせていただいております。普段から交流を持っているかというと、そういうことではありませんが、１度そういったおつき合いをさせていただく中で、情報そのものについては、適宜といいますか、親切に提供していただけておるかというふうに思っております。できれば、そういう機会は今後とも持っていきたいというふうに思います。

○３　　番　（松澤　文昭）　それでは、引き続いて次の質問に移ります。

気象庁を初め民間会社も含めまして、多くの今、災害情報が提供されていますが、この災害情報を、自治体は、災害の予測だとか、あるいは災害対応に、情報の変換をしなければ具体的な防災対策にはならないというふうに考えておるわけであります。そういう中で、この変換をする手法が確立していないのが今の現状じゃないかなと私は考えておるわけでありますけれども、危険性の高い地域を事前に把握しておいて、危険性が高い地域に絞って早期の避難呼びかけをするだとか、そういう対応が自治体として重要かなあと考えるわけでありますけれども、そこら辺について村のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長　　危険性の高い地域に早期に避難を呼びかけるということは必要なことかというふうに思っております。

先ほどもお話しをしましたが、実は、その前に自分の暮らしているところにはこういう危険があるということをまず住民の皆さんが認識しておいていただくことが非常に重要かなあというふうに思います。そんなわけで、来年度は県から支援を受けて土砂災害ハザードマップづくりに取り組みたいというふうに思っております。先ほどの話と重複しますが、これは地区の皆さんに加わっていただいての作業になります。複数の地区を合わせてというふうな取り組みになると思っておりますが、その作業を通じて啓発をしてまいりたいというふうに思います。

また、行政機関からの情報が必ず未然に発表されるとは限りませんし、先ほど三六の話もありましたが、予兆現象が起きているということを役場では把握できないということもあろうかというふうに思います。行政からの情報に依存せずに住民みずから主体的に判断して対応する住民主導型の警戒避難体制の構築も必要だというふうに言われておりますので、この点もあわせて啓発をしてまいりたいと思います。

○３　　番　（松澤　文昭）　今、情報のことがちょっと出ましたので、引き続いて次の質問に移りたいと思いますけれども、大規模災害におきましては、地域からの情報は、無事な情報だとか、あるいは軽い被害情報から先に入ってくることが想定をされるわけであります。しかし、大規模災害時におきましては、実際に声が出ないところが最も被害が大きいことが考えられます。大規模災害時においては雑多で多量な情報が行政というか役場に入ってくるわけでありますけれども、これではなかなか本当の意味での災害対策ができないというふうに思うわけでありまして、この大規模災害時におきましては、例えば各地区の総代に地区内情報を集約して対策本部に連絡を行ってもらうというような事前対策も行わなければ、情報が混乱してしまって、なかなか本当の意味での防災対策に結びつかないとも考えておるわけでありますけれども、そこら辺について村のお考えをお聞きしたいと思います。

○総務課長　　地区の総代さんが情報を収集していただいてというような対応がとれれば大変ありがたいわけでありますけれども、総代さんの任期も１年のところがほとんどでありますし、いざ大規模の災害となれば、総代さんもその対応で混乱を大変されると思いますので、あらかじめ、そういう心構えといいますか、訓練をしておく必要があろうかなあというふうに思います。

毎年の防災訓練の場合に、先ほど総代さんに携帯無線を配付してあると申し上げましたが、そこの通信訓練をして行っておりますので、ここのあたりに少し工夫をしてみる余地があるかなあというふうに思っております。

○３　　番　（松澤　文昭）　村の職員の混乱を防ぐためにも、やはり全ての住民からの連絡を受けておると、なかなか対応し切れないかなあと、大規模災害時には。前段申しましたように、とにかく無事な情報だとか軽微な情報から先に入ってきて、本当の意味で命にかかわるようなところは情報が逆に入ってこないということが考えられますので、その点については、今言った総代さんの対応も含めて、違う発想の中で事前対策を考えておく必要があると思うわけでありますけれども、ちょっと改めて、もう一度聞きたいというふうに思います。

○総務課長　　今、情報の選別といいますか、どういうような情報がどのように入ってくるかというのは想像ができませんが、恐らく情報が発信できる人から順次発信するということだと思いますので、いわゆる軽い情報から先ということになるんだというふうに思います。ですので、その受け手側もそういうことだということを承知した上で、こんなことが起きてやしないかということを逆に探るといいますか、心配をして情報をとりに行くということも場合によっては必要になろうかなあというふうに思います。そういった点も含めて研究をさせていただきたいと思います。

○３　　番　（松澤　文昭）　今、受け手側のことが出ましたので、ちょっと受け手側のことにつきましても、ちょっと質問したいというふうに思うわけでありますけれども、大規模災害におきましては、やはり受け手側の災害情報の仕分け、重要度別の仕分けが必要になるというふうに考えております。そのためには、住民からの通報だとか要請を受ける電話と、それから防災機関だとかへの連絡等の電話連絡を分離して、住民からの通報や要請を受ける担当と、それから避難勧告等の判断、意思決定に必要な情報を収集して判断する担当者を分けて対応していくということが住民の命を守る防災体制に結びつくのかなというふうに考えておるわけでありますけれども、そこら辺について村のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長　　災害が発生した場合には、いわゆる情報を受ける係と判断をする、いわゆる本当の本部機能とは分かれることになりまして、そういうふうには対応することになっているわけですが、問題は、その電話といいますか、要請を受けた場合の応対の仕方については、ちょっと訓練をしておく必要があろうかなあというふうに思います。すべからく全部行けるとか行けないとかいうふうに答えるのか、どういうふうに応対をして、その電話を――電話というか、連絡を切るかというようなことも含めての応対ですけれども、そこら辺は訓練をしておく必要があるかなあというふうに思います。

実際の災害発生を想定した訓練というのは十分できておらないわけですけれども、ここのところ何回も警報が出て警戒対策本部をつくるというようなことがあって、これやらなきゃいけないね、あれはやらなければいけないなというふうに考え始めているわけですけれども、考え始めますと、もうやるべきことが山のように出てまいりまして、逆に、もう何からやっていいかわからないというのも実情になってきております。ツボを押さえた簡潔なマニュアルがあると大変ありがたいわけですけれども、近年、大規模災害が発生した自治体の対応例や課題などを参考に考えてまいりたいと思います。

○３　　番　（松澤　文昭）　大規模災害時におきましては、やはり災害対策本部の役割っていうのは非常に重要かなあと思うわけでありまして、この災害対策本部内におきましても、例えば業務対応中の職員だとか、先ほど申しました応援ですよね、応援部隊間での情報の共有が非常に難しくなってくるかなあというふうに想定されるわけであります。災害本部室内で共有すべき情報は、例えば模造紙だとか白板に書くなどして一目でわかるようにすることが重要だったり、災害対策本部内にいない職員や秘書、避難所に派遣している職員等への情報の伝達についても事前対策が必要かなあというふうに考えておるわけでありますけれども、そこら辺について村のお考えをお聞きします。

○総務課長　　応援部隊というお話がありましたが、いわゆる応援部隊が入るのは災害の本当の初動ではなくて、ある程度時間がたってからということかというふうに思います。

一番問題なのが初動期に近いところのことかなあと思いまして、大きな災害になりますと、村だけではなくて、消防や警察、場合によっては自衛隊なども、それぞれ独自の情報網を持ちながら活動することになりますので、情報の共有というのが一筋縄ではいかないなということは容易に想像ができます。各機関の連絡員のようなものを災害対策本部に集めて、そこで今お話にありましたような書き出しをするというような方法によって情報の共有を図っていくという方法しかないのかなあというふうに思います。

外にいて連絡がつかない場合につきましても、先ほどの話と重複しますが、職員が自分が何をするかということを自覚しておいて対応するしかないものと思います。ただ、いわゆる携帯無線等の装備面については考えておく必要があろうかと思います。

○３　　番　（松澤　文昭）　やはり事前対策が必要だと思いますので、そういう点について、いろんな考え方があるかと思いますけれども、事前に整理をしておいて、動きやすい対策本部というようなことについて検討してもらいたいと思うわけであります。

引き続いて次の質問に移りますけれども、９月の一般質問におきましてひとり暮らしの老人等に対する災害情報伝達についての質問がありましたが、私、それ以外の情報弱者、例えば障害者だとか外国人等に災害時のスムーズな情報提供を実現するための方法だとか手段を検討する必要があるなというふうに考えておるわけでありますけれども、そこら辺について村の考えをお聞きしたいと思うわけであります。

○総務課長　　スムーズな情報伝達ができることが望ましいですし、何とかそういう方法を考えなければならないんでしょうけれども、外国人向けに関しては、例えば外国語表記のハザードマップといったことも考えられることは考えられると思いますが、観光で一時的に訪れる方にはそういうものは行き渡らないと思いますし、長期的に滞在をしておられる方につきましては、いわゆる隣近所と何らかのかかわりを持っておられるのではないかと思います。また、障害のある方につきましては、日常的に支援が必要と思われまして、誰かかのかかわりがあるというふうに思われます。したがいまして、ご家族ですとか自主防災組織において気をかけていただくより今のところほかに有効な方法がないのかなあと思っております。

○３　　番　（松澤　文昭）　今言った観光の方は別としましても、中川村に在住している自力避難が困難な方っていうのは、高齢者だとか障害者だとか、あるいは外国人だとか、いろんな方がおるかと思いますけれども、そういう一人一人に、例えば大規模災害時には支援者がついたり、それから避難先を定めたりというような個別の対応といいますか、計画をつくっていかないと、いざというときに、この方たちが命を落としてしまうということも考えられるわけでありまして、こういう被災弱者といいますか、こういう方たちの個別計画っていうのを私は必要じゃないかなあと考えておるわけでありますけれども、そこら辺について村としては考えておるかどうか、お答えをお願いしたいというふうに思います。

○総務課長　　個別計画というふうに個々、一人一人を挙げて、どうするというところを村としてやるかということですが、それについては、現時点では、ちょっとそういう考えはありません。そのために支え合い地域マップというものをつくっていただいておるのだというふうに考えております。

○３　　番　（松澤　文昭）　やっぱ大規模災害になりますと、今言った本当に災害弱者という方につきましては、一人で逃げられるという方もあろうかと思いますので、誰がその人に対応するんだとか、そういうことも含めて、防災マップ含めた、ハザードマップ含めた細かな対応が必要だと思いますので、ぜひともご検討をお願いしたいと思うわけであります。

それから、大規模災害が起こりますと、避難等がうまくいかないのは何でもないと思いたがる心理的傾向、前回の議論の中でもありましたように、正常性バイアスや楽観バイアス、過去の類似災害の経験から避難しなくてもよいと間違って判断する経験の逆機能が住民の避難行動を妨げていると言われております。見逃しを避けようとして被害が発生する前に積極的に避難勧告・指示等を出すようにすれば空振りが増えますし、空振りを避けようとすれば見逃しが増えるというジレンマに陥るかというふうに思うわけであります。ハザード予測情報を正確に伝達するには、送り手側と受け手側の共通の理解が必要になるというふうに考えておるわけでありまして、たとえ空振りになっても苦情が少なくなるような村民との関係構築が必要だというふうに考えておるわけでありますけれども、村のお考えを聞きします。

○総務課長　　危機に際しての人間の反応としてご指摘のような心理的傾向がよく言われるわけですけれども、これらの点については、自問、自制と最悪の事態をシミュレーションしての実践訓練しかないというふうにも言われております。前の質問と重複いたしますが、行政としましては、それぞれの皆さんが自分はどういう所に暮らしていて、どんな危険があるんだということを認識しておいていただくしかないというふうに思います。土砂災害ハザードマップなどを通じて危険性の認識と避難情報への理解については求めてまいりたいと思います。

○３　　番　（松澤　文昭）　次の質問に移りますが、先日の新聞報道の中で長野市の箱清水の自主防災組織が防災訓練において玄関先にタオルを掲げて無事を知らせる取り組みを初めて行ったということで、2014年11月22日に県北部で最大震度６弱を観測した地震で箱清水では震度５強を観測し、ひとり暮らしのお年寄りなどの安否は地区役員らが各戸を尋ねて確認したが、より素早く行えるよう今回の方法を取り入れたと報道されております。この取り組みは全国で広がっており、使い方としては、地震が起きても無事だった場合に玄関にタオル、旗、あるいは避難完了の札などを掲げるところもあり、玄関の無事情報を見るだけでこの家は大丈夫だと確認できるということで、それにより各家庭の安否確認をする時間が短縮でき、救助活動がスムーズにできるというような評価がされておるわけでありまして、村としてこの安否確認方法について取り組む考えがないかどうかお聞きをします。

○総務課長　　長野市箱清水は約920戸の組織だそうでありまして、それゆえ個別に安否確認をしようとすれば非常に時間がかかるということだったというふうにお聞きをしております。中川村の自主防災組織、すなわち各地区でありますが、規模からいえば、その10分の１以下の規模でありまして、個別の確認というのは何とかなるのかなというふうに今のところは考えております。決して悪い取り組みだというわけではありませんが、中川村が挙げて取り組むところまではどうかなというふうに思っております。

○３　　番　（松澤　文昭）　通告した内容、まだ８番以降大分あるわけでありますけれども、次回にまた質問を回すということで、もう時間が終わりになっておりますので、私の質問はこれで終わりにして、８番以降につきましては次回の定例会の中で質問したいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わりとします。

○議　　長　　これで松澤文昭議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後１時30分といたします。

［午後０時１０分　休憩］

［午後１時２５分　再開］

○議　　長　　会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

７番　桂川雅信議員。

なお、桂川議員より説明資料持ち込み申し出がありました。許可してありますので御承知おき願います。

○７　　番　（桂川　雅信）　一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。

私は、質問は全部で４問になっておりますけれども、最初の３問は、どちらかというと自立する村づくりということが大きなテーマに、背景にはありますので、そういうことをちょっと頭に入れていただいてお聞きいただければと思います。

まず最初に、ちょっと長い文章ですのでっていうか、私が発言することを念頭に置いて文章を書いておりますので、そのままちょっと読み上げながら質問したいと思います。

人口減少は、政府による全国的な出生率の抑制によって引き起こされたものであります。現在の状況は、人口減少そのものを今後数十年間に及んで村が阻止することなどできないところまで追い込まれているのが実態です。全国の選挙公約で人口減少の不安をあおり、人口減少対策を掲げる方々がたくさんいらっしゃいますけれども、現時点で人口減少そのものを阻止することは不可能でありますと、私は正確に住民の皆さんに知っていただく必要もあるんではないかというふうに考えております。

そもそも戦後の昭和25年以降に出生数と出生率がなぜ急激に低下したのかという反省や総括がないまま出生率の向上を掲げる国の方針自体が私は混乱しているというふうに思っています。そのことを地方自治体もしっかり見ておく必要があるんではないかと考えます。

今では人権侵害の法律として国際的にも指弾された旧優生保護法は、戦後の過剰人口抑制の名のもとに政治家もメディアも国民を誘導してきたものでありました。

出生率の低下は、終戦後の日本で国策として取り組まれた結果であって、そのこと問題を早くから指摘をしてきた研究者もおりました。人口学研究者の南亮三郎は、今から60年以上前の1957年に次のような厳しい警告を発しています。この文章、実は私も読んでいて非常にびっくりしたんですが、今の現状と非常にぴったりしているので、ぜひかみしめていただきたいというふうに思っております。「人口を制限することのみが人口政策であるかといった錯覚に、われわれはおちいってはならない。」これ1957年の話です。人口を制限しさえすれば問題の解決になると考えていると、歴史は、次の瞬間にまったく思いも設けない問題の生ずることを警告している。過少人口、減退人口の問題がそれである。」これ、今そのとおりですけれども、「これにたいしては、また別の方向の人口政策が加えられるであろう。出産の奨励、結婚の奨励、移民の誘置―」今全くこのとおりですね。「しかし1930年代からのヨーロッパ諸国のこの人口政策は、出生率がいったん奈落におちこんだ後には容易に挽回しうるものでないことを証明した。そうしてみると人口政策は、たとえ過剰人口問題に当面しているさいであっても、人口要因だけの制限で任務をはたしうるものではない。出生率は政治が不安であり、国民が前途に希望を託しえなくなったときに低下するであろう。出生率の単なる引下げではなく、人口が適度の大きさで成長していくに足る諸条件をつくりだすこと、ここにこそ人口政策の終局目標がおかれねばならない。」というふうに南亮三郎が書いています。ここの一番最後のところですが、「人口が適度な大きさで成長していくに足る諸条件をつくり」っていうふうに書いてありますが、この南さんは、このときに恐らく経済成長そのものが少しずつ進展していくと、したがって、人口もその都度、その段階に応じて人口は増えていくものだという認識を持っていたというふうに思います。

きょうお配りしました、追加で資料をお配りしましたけれども、ちょっと見ていただきたいんですが、２つグラフがあります。上のグラフは、この2000年ぐらいの間に日本の人口を推計したものです。見ていただくとおわかりになると思いますが、明治維新のときに日本の人口は3,300万人程度というふうに言われています。ずっと見ていただきますと、大体、戦争がなくて生産力が少し上がるにしたがって人口も増えているというのがよくおわかりいただけると思いますが、特に人口が急激に上がってきたのは、江戸幕府が江戸に幕府を開いて、その後、享保の改革まで急激に上がっていますが、これ、新田開発と安定した政治のもとで戦争が行われなくなったので、ここのときに生産力が急激に上がって人口が増えました。その後、静止人口にほぼ落ち着いています。大体3,100万人～3,300万人なんですが、明治維新の後、急激に人口増加しているのがおわかりいただけると思います。明治維新までは多産多死、戦争がなければ多産多死で静止状態に大体移行するんですけれども、明治以降は富国強兵政策と膨張政策がありましたので、それを多産少子化が支えたということで爆発的な人口増加が、これは意図的ですけれども、行われました。急激に増えておりまして、この人口増加の影響は、つい最近までこの影響を受けていたということであります。つい最近というのはどういうことかっていいますと、下のグラフを見ていただくとわかると思いますが、日本の人口増加は2008年までピークを続けました。ただ、2008年までずっと人口増加しているけれども、出生率はどうだったのかというと、実は出生率は、もう戦後直後から下がっているんです。出生率は見事に下がっています。このグラフを見ていただくとわかると思いますが、出生率は過剰人口を根拠とした国策によって産児制限をして、もう一つは占領軍の意図によって出生率そのものが下がっているということがあります。戦後は、それを引き継いだまま少産少死の世界に入っていきますので、経済成長とは関係なく人口は減り続ける、出生率は下がっていくという形になっています。

私の次のページに入りますが、南亮三郎がこの警告を発したのは1957年のことでありますけれども、我が国の初の人口白書が刊行されて労働力人口の過剰という転換期、日本の人口問題を抱えた時期でありました。そういう状況のもとですら一旦落下した出生率の回復がいかに困難であるかを指摘して、そして、その回復には政治的な不安を除去し、国民の前途に希望を与える諸条件を創出することの必要性を強調したのは、この南さんの主張というのは、過少人口問題を抱える現在の我が国の少子化対策にも示唆的なものとなっているというふうに私は思います。

実は、1957年から1964年にかけて合計特殊出生率は置換水準を割り込んでまいりました。当時既に人口が停滞過程に入っていたことは明らかでありまして、事実、厚生省の人口問題審議会は1969年の中間報告で我が国の出生力も再生産力も世界最低の部に属し人口学基準から見ても下がり過ぎていることを指摘して、合計特殊出生率を2.13まで引き上げるべきことを提言しております。今から半世紀前に国の審議会が提言しているにもかかわらず、それでも国は出生率の向上を国の重要課題として取り組んでこなかったのです。

高度経済成長の真っただ中から終焉に向かうこの半世紀に、なぜ出生率は向上しなかったのか、私たちは、このことを今真剣に考えてみる必要があります。戦後の一定期間は国策としての人口過剰宣伝が繰り返されたため出産抑制が進行してしまい、農村では若者が流出し、都会では生活環境の悪化が進行したため、人口減少が叫ばれるようになってもなお出生率は回復しなかったのです。その典型は、大都市東京において流入する若者人口は多いにもかかわらず合計特殊出生率は全国最低という実態にあらわれています。御存じと思いますが、現在の東京は全国最低です。合計特殊出生率は。若者はたくさん増えていますけれども、合計特殊出生率は全国最低という実態によくこの問題があらわれているというふうに思います。南亮三郎が国民の前途に希望を与える諸条件を創出すること述べたように、東京都の実態を見ていると、域内の生産力は高く、若者の人口が多くても出生率が高まるわけではないということがよくわかります。東京都内や首都圏大都市の古くからある町内会では高齢化が進行し、祭りもできず、自治会が崩壊しているところも少なくありません。大都市内の高い生産力は維持されていても、現実には非正規労働者の拡大によって経済格差が拡大し、保育園に入ることもできず、子育て環境の厳しさが増すばかりでは、将来への夢を持って若者が出産しようとする意欲を失わせていることも理解できるのではないでしょうか。

では、中川村で今を生きる我々はどうすべきなのか。国の政策は貧しくとも、少なくとも村内では人口減少時代を生き生きと暮らすことができる自立した村づくりを進め、村民の前途に希望を与える村を創出していくことが必要なのではないか。このことは日本で最も美しい村連合の理念とも合致しているというふうに私は考えますけれども、村長はこの問題についていかに考えておられるか伺いたいと思います。

○村　　長　　いろんな資料をもとに、提言というか、ご質問をいただいておるところでありますけれども、はっきり申し上げて、こういうことについては今まで真剣に考えたことはございません。

この中で桂川議員が指摘をされておられますように、厚生労働省の人口問題研究審議会ですか、1964年、昭和59年の中間報告の中で日本の出生力も再生産力も世界最低の部類だと、人口学からも下がり過ぎているという警鐘を鳴らしていると、合計特殊出生率を2.13まで引き上げるべきと、このときに言っているということのようであります。しかし、国の最重要課題として確かに取り組んではこなかった、この責任は大きいわけでありますけれども、実は誰もこの問題に触れていないということも問題かと思います。国の基本で国力、少なくとも一つの大事な要素である人口の維持――経済を維持していくだけの人口の維持という意味でありますけれども、そういうことを柱に据えてまともな議論がされてこないではないかと、それが非常に大きな原因ではないかというふうに思います。現象としては、確かに、おっしゃるとおり、今の若者を見ていますと、大都市と、特に東京圏に集中を、流入をしております。12万5,000人が東京圏だけに集まり、あとのところは全て減っていると、こういう実態があるわけであります。不安定な雇用の中では、結婚をして家庭を持ち子どもを産み育てるといった希望はなかなか持てないんではないかと。出生率の低さは、晩婚化が進行していること、女性は結婚しなくても生きていける、これはちょっと言い方が非常に難しいんですが、自立して生きていけるようになった今の社会経済、子どもを産んでも預けて安心して働き続けることができないこの不安、預けるところの少なさ、核家族化の進行、こういったものも原因っていうか、現象としてはわかります。原因の一つだというふうに言われておりますので。いずれにしても、若者が集中をして出遺産力の高い大都市にあって、なぜ出生率が最低かということでありますけれども、やっぱり、これは結婚をして子どもを産み育てるということがいかに今の社会は難しくなっているかということをあらわしているんではないかというふうに思います。

○７　　番　（桂川　雅信）　ちょっと村長、今触れられませんでしたけれども、日本で最も美しい村連合の理念については、ちょっと次の質問とも関連しますので、そちらのほうで質問を繰り返したいと思います。

２番目の質問のところですが、私、今人口減少そのものは今後も引き続くものだというふうにお話ししました。そうであれば、この人口減少を前提とした村づくりが必要なんではないかと、そういうことを考えております。

実は、この質問の一番冒頭にも私書きましたけれども、村の人口の適正規模がどの程度のものなのかということは、現状では恐らく誰もそれはわからないというふうに思っています。かつて、この村では9,000人以上の人口がありました。その人口は本当に村にとって適正規模だったのかはわからないです。今私たちの村の人口5,000人をちょっと割ったところですけれども、これが本当に適正規模なのか、もうしばらくすると多分4,000人を切るかもしれない、どこまで行けば適正規模なのか、増えるのか減るのか、どちらがいいのか、実は余りよくわからないんではないかなあというふうに思っています。

しかし、村内の人口が今より少しでも減少したら村は消滅するのかというものでもないというふうに私は思います。それは、この100年ほどの人口推移と戦後の生産額の推移を見れば理解できると思います。私の質問通告書の中にグラフをはめ込んでありますけれども、村の人口推移と１人当たりの農業生産額の推移を入れました。村の人口は、この100年くらいの推移を見ますと、戦前まで――戦前っていうか、敗戦までですが、大体6,000人7,000人8,000人、一番多いときは1948年のときに9,000人近い人口になっています。ただ、その後、戦争が終わってから急激に人口は減り始めて、今の大体5,000人を切る段階に来ています。ただ、もう一方で、１人当たり農業生産額、粗生産額を出してみました。これは1965年からのデータですけれども、このデータを見ますと、1985年から90年にかけて１人当たり農業生産額はピークになっていますが、その後ずっと落ち込んでいます。落ち込んではいるんですが、直近の2015年のデータを見ても、人口は5,000人を切っておりますけれども、ほぼ同じぐらいの人口であった1965年あるいは70年度と比べれば格段に生産力は上がっているという状況にあります。都市への流出と合併直前の三六災害を経まして1964年から急激に減少することになりました。しかし、村の基幹産業である農業生産額は、現時点でも１人当たりに換算すると1970年以前よりもはるかに上回っております。つまり、1960年代から始まる経済成長の波の中で、農業も近代化、集約化、品種改良、技術革新、多品目の、あるいは新規市場開拓が絶えず繰り返されることで飛躍的に労働生産性を向上させてきました。また、この時期に村の青年層、壮年層が中心的な役割を果たしたと見ることも大きな要因になっています。

こうして見ますと、現在の村の農業粗生産額12億円～13億円は、5,000人規模の村を支える上では基礎的な数字というふうに考えることもできるんじゃないかというふうに考えています。もちろん、50年前の10億円以下の数字と現在の12億円とが同じだというふうには思いませんが、一つの基礎的な数字として見てはどうかというふうに私は考えました。

中川村の総生産額、これはＧＲＰという指標が実は片方にあります。皆さんよく御存じのＧＤＰというのがありますが、国民総生産とは違って、村の域内での総生産額を概算で出した資料があります。これを見ますと、村の総生産額は大体90億円程度というふうに推計されています。このうち付加価値想像力と域際収支力が高いのは農業であります。他の総生産額が高い業種、例えば建設業でありますとか公共業種のところでは公共事業に依存する付加価値が高いことを考えますと、村内の純収益は農業生産に依存する確率は高く、農業は基幹産業としての役割を負わなければならないことは今後も変わらないというふうに私は考えます。

また、エネルギー代金の約7億円、これは、このＧＲＰの推計の中での数字ですけれども、このエネルギー代金の約7億円っていうのはＧＲＰの約7.6％だっていうふうに書かれていました。民間消費が約20％、民間投資の約40％が域外に流出しています。とりわけエネルギー代金の流出は一方通行です。つまり、村民の方がエネルギーを使えば、あるいは村の事業者がエネルギーを使えば、全部表へ出ていくと、村内での新しい価値創造はそのまま純収益となるため、重視する必要があります。今朝も、ちょっと補正予算でお話ありました木の駅構想なども、この一つの事例だというふうに思います。

戦後の半世紀以上にわたる人口減少下でも村は存続し、村民の暮らしを支えることができたのは、村民の自立的精神を背景とした生産力が維持されてきたからだというふうに考えます。自立した村づくりとは、村内にある資源で収益を上げ、その収益を村内に循環させることで村の暮らしを支えることに他ならない。中川村の農業は、その先端産業と言わねばならないと思います。

人口減少は避けられないが、村民が生き生きとした暮らしを維持しながら一定の水準で静止人口に移行するためには、置換水準である合計特殊出生率2.07を可能な限り早く達成して、人口減少に少しずつブレーキをかけることになります。その鍵を握っているのは、村内資源による付加価値創造力の向上しかないというふうに考えます。

経済成長で全ての指標が右肩上がりに上昇した時代は終了しました。これからは、低成長安定経済に移行していることを私たちが村づくりに生かしていかねばならないというふうに思います。

持続可能な村の根源的な力は何か、村長の考えを聞きたいと思います。

○村　　長　　今お示しをいただきました中川村総生産額、ＧＲＰでございますけれども、これ、いろいろ調べたんですが、平成27年の12月４日付で環境省が地域経済循環分析というものを発表しております。都道府県別、市町村別に、域内、地域内、つまり自治体の中での、その範囲の中で経済がどういうふうに回っているかを見る考え方のようでありますけれども、なぜこういう考え方をするかっていうのは、ちょっと書いてあったので申し上げたいと思うんですが、「従来の経済循環構造を前提とした経済システムでは成長が困難になる。」と、「大型ショッピングセンターやロードサイト店の進出で活発化が図られる一方、商店街の衰退で地元に所得還元がなされない。加えて、従来型の工場誘致は、ＩＴ化、自動化が進んで雇用が減退し、非正規雇用が増えるなど、地域経済の活性化につながりにくい現状がある。多くの地方では、経済循環がうまく機能していない。地域経済循環構造の再構築が必要である。」というところからこの分析が始まっておるようであります。そのためにどうするかということでありますが、これは「いわゆる経済を循環させ発展をさせていく上で、今までのような鎖国的な政策ではなく、経済循環を好転させることが必要だ。」というふうに書いてありました。つまり「地域が地域の特徴や遊休資産を有効活用して、地域間の公益を活発化して、新たな需要、すなわち付加価値を創造する。そして、新たに得る所得を地域内の家庭や企業に分配して、所得に見合う消費や投資を行い、所得を循環させる。」このことを提言しておりました。

中川村においては、分析の結果でありますけれども、農業が付加価値を生み、地域収支を調べると収入と支出の差がプラスで最も大きいということから、桂川議員のご指摘になったんではないかと思います。したがいまして、農業の付加価値をさらに上げるには、すなわち６次産業化の展開、これで付加価値の創造を図ることが鍵ということのご指摘かと思います。それと、もう一つ、村外に出る富を小さくする。着目は石油エネルギーの買い入れ額を小さくするということであります。すなわち、再生可能エネルギー資源、森林、水力、太陽光など、この活用を進めることが相対的に富の蓄積につながると、こういうことかというふうに、この２点の指摘かというふうに受けとめました。

持続可能な村の根源的な力は何かというふうに問われたわけでありますが、これは、地域資源の利用とその資源利用について、村全体がこの方向で進めようという方向性を一致していく姿、これが合致することにより持続可能な村ができる、つまり、村民の力がその方向に行くことが根源的な力だというふうに私は思っております。

○７　　番　（桂川　雅信）　村長の解読に私も賛同ですが、美しい村連合の理念の中にはスマート・テロワールっていう考え方があります。スマート・テロワールの訳が、ちょっと私、自立自給圏のような書き方をされているので、ちょっと私はどうかなあというふうに思って、訳語として自給圏っていう言葉が我々の今の世界にぴったりしないような感じがしておるので、もう少し変えたほうがいいんじゃないかと思っているんですが、ともあれ、その自分たちの地域の中にある資源を大事にして、それでもって村の人たちが自分たちの景観を守りつつ産業をきちんと育てていくと、それによって持続可能な社会をつくっていくということだろうと思います。美しい村連合っていうのは、どうも美しい村にどうしても引っ張られがちなんですが、本来の考え方は持続可能なＳＤＧｓの世界だというふうに私は思っておりますので、そちらのほうの考え方をもう少し村の全体の中へ周知できるような仕組みをできればつくっていただきたいなというふうに思っています。

今の話の続きなんですが、最近、国連で小規模農家の権利宣言というのが出ております。これは、ちょっとそのうちに見ていただきたいと思いますが、これからは小規模農家が消費者の健康と利益を守る可能性が非常に高くなってくるということが考えられています。実は、国際的にこの小規模農家の権利宣言が採択されたのはなぜかというと、今世界で大手の穀物メジャーがあちこちの国で種苗、種や苗を買いあさって、権利をあさって、それぞれの国の胃袋を押さえに回っているという世界が、今、実は頻発しております。

日本も昨年７月に種苗法が廃止になりました。種苗法が廃止になって、今どういう状態がこれから起ころうとしているかというと、実は、日本で長い間、戦後営々として気づき上げてきた農業生産そのものが今とんでもない事態に立ち入ろうとしているという状態の中で、実は、長野県は今、来年に向けて県条例を整備しようとしています。小規模農家だけではなくて、この地域の農業をどうやって守っていくかという意味でも非常に大変な時期に今かかわってきておりますので、それと含めて次の質問に移りたいと思います。

今村が取り組まなければならない重点課題は、人口減少対策という抽象的なテーマではなくて、将来に向かって持続可能な自立した村をつくり継承していくために、村の前途に夢と希望を与える形で創出するための具体的なプランを提示することだというふうに私は考えます。

以下、具体的にプランを先導するための取り組みについてちょっと提案をしたいと思いますので、村としての考え方を伺いたいと思います。

全部で提言は４つ挙げてあります。

１つは、付加価値創造の拡大には若者の知恵を借りる。

都市部の若者が農村に期待していることは、働く場所よりも働く喜びとテーマ、つまり収益を上げるネタを創造できる場所を求めているのではないかと。きょうの話の中で、ちょっと私、異質かもしれません。ちょっと聞いてください。単に働く場所ならば、現在は都会にもたくさんあります。多くの非正規労働者や将来に希望のない仕事に嫌気を感じる人も多いのです。その点では、農業生産と６次産業化、新製品の開発は、生産環境がよいだけでなく、市場としては未開拓の分野が多く、魅力にあふれているのです。

ＩＴ企業で若者がさまざまな新しいソフト開発に続々と参入し、あるいは次々とベンチャー企業が立ち上がるのは、自分で創造できる喜びがあるからというふうに私は思います。

中川村は、農村部としては創造の余地がまだたくさんある魅力的な地域であることを、私はもっと売り出しながら、若者ならではの知恵を生かしてもらうことを追求すべきだというふうに思います。農村部に働き口をセットして人材を呼び込むだけではなく、価値を創造する舞台を提供することを提案するほうが若者は魅力を感じるんではないか。

曽爾村が地域おこし協力隊の募集を行った際に50人の応募があった事実をもっと積極的に学ぶべきだというふうに思います。

若者の、あるいは移住者のインセンティブとは、経済的な、つまりお金だけではないんだということを私はちょっと申し上げたいと思います。

２番目、村民のアイデアをブラッシュアップする場所をつくる。

経済成長を経験してきた世代は、私たちそうですが、どうしても従来型あるいは安定型の事業運営を期待するため、起業による新しい芽を最初から否定して潰してしまうことがよくあります。その典型は、できない理由を真っ先に述べることです。しかし、新しい価値を創造しようとすれば多少の困難はつきものでありまして、大切なことは、企業のアイデアがどうすれば村の生産力を高める上で役に立つのか、どうすれば市場で受け入れられるのか、どうすれば障害を乗り越えられるのかなど、実現するにはどうするかという視点でアイデアをブラッシュアップする、磨きをかけることです。このブラッシュアップの過程で中途半端なアイデアは結果的に淘汰されるか別のものに変化する可能性もあり、最初から潰してしまうことは決してしてはならない。

行政は、これまで前例主義でさまざまな事業を進めてきましたし、それは、経済成長時代は当然のこととして受けとめられてきました。また、失敗を起こさないためにも安全な前例主義が行政全体に蔓延してきたことも否定できないと思います。この前例主義ができない理由になってしまうと、行政は新しいアイデアの潰し役になってしまいます。現在の村の行政は、従来型の前例主義を改善してきていると私は感じておりますけれども、村内の新しいアイデアをブラッシュアップする場には参加者全員が対等の立場で出席できるような場、仕組みをつくるべきだと考えます。

今、村内の若者の間では、新しい価値を創造するアイデアを蓄えている方々が次々に次のステップを考え始めるときに来ております。新しい場づくりに行政も積極的に関与していただきたい。

３番目、持続可能な自立型村づくりは全世代参加で。

持続可能な自立した村をつくり上げるためには、基幹産業の生産力拡大とあわせて、収益を村内に循環させながら未来への持続する力を蓄えていかねばなりません。それは、今でいう村づくり総合戦略に他ならない。この総合戦略には、村内外の持続可能な村づくりをしたいと願う全世代の方々の協力が必要です。なぜなら、総合戦略を実現する上で、村民と村にかかわるすべての方々が次のような作業をしなければならないからです。３つ挙げてあります。

①村内生産を引き上げ、富を村内に循環させる。ここでは、地域の生産活動の付加価値創造能力を向上させることで農業生産、製造業、流通業、消費者――これは域外ですが――の産業連関構造の他業種で収益を生み出します。この川上型発想とは別に川下型発想を加えると複線型の産業連関構造ができ上がり、さらに多様な業種での収益を生み出し、それらが直接、間接に村内を循環させる仕組みをつくります。

２、教育、福祉、医療に富の再分配をする。

教育関係の改善は、若者が農村に移住する重要ポイントです。周辺の自然環境の豊かさを生かしながら教育環境あるいは教育機会の改善が進めば、都市部にはない魅力が増幅します。

御存じかもしれませんが、都会の若い人たちが村へ移住するときにネックになっているのは教育問題です。村へ移住したときに教育が十分、教育機会は均等になっているかどうかというのは非常に大きなテーマになっています。学校を移るには非常にちょっと厳しい状態になっている若い人たちもおります。そういう問題を、富を再分配するということで可能にしてはどうかということです。

３番、文化、芸術、創作活動への投資を村づくりの基盤とする。

地域の豊かさは物質的生産力だけであらわせるものではありません。恵まれた自然環境と長い歴史の中で地域に根づいた文化、芸術、移住者の方も含めた創作活動の魅力は、都市部の方々が見れば、まさにうらやましい豊かさなのです。これらへの投資は、情報発信力さえあれば全国規模で注目されることにもなり、新しい価値が付加されることになるでしょう。

国が目指す地域創生戦略にはＳＤＧｓの課題も含まれています。私が先日訪問した信濃町の野尻湖ナウマンゾウ博物館は、地域創生戦略の一環として補助金を獲得し１階の全面リニューアルを果たしました。

文化、芸術、創作活動を村づくりの基盤として位置づけることも持続可能な充実した村にとって重要な課題であると認識していただきたいというふうに思います。

私は、最近何度か行われているワークショップでもアンフォルメル美術館の全国情報発信のことについて何度も発言しました。アンフォルメルを村の情報発信基地とする、あるいは創作活動の拠点とするということは、ぜひ、私は今後必要だというふうに思っています。日本でも数少ない、あるいは唯一の抽象画美術館であるだけでなくて、この村にある創作活動をされている皆さんの発表の場としても、私は重要な拠点になるというふうに思っています。こういう拠点施設が全国に情報発信していくと、恐らく村、中川村そのものが「え、そんなものが中川村っていうところにあるんですか。」っていうことに私は当然なるというふうに思っております。ぜひ、アンフォルメル美術館を拠点施設として整備するような仕組みを、ぜひつくっていただきたいというふうに思っています。

この創作活動、文化、芸術、創作活動への投資をきちんと村が行えるということは、それそのものが豊かさの象徴でありまして、全国から見ると「ああ、そんなにすごいところがあるんだ。」ということを私は自覚してもらえるすばらしい取り組みになると思います。

４番、第三セクターを収益事業の収益事業の一つの根幹に据える。

上記のような持続可能な自立した村づくりを進める場合、キックオフ時にはどうしてもそれなりの資金が必要となり、補助金などの財政援助が求められます。しかし、補助金を獲得するにしても、収益事業を行政が前面に立って行う時代ではありません。村内の生産を引き上げ、その収益を村に循環させる仕組みを機能させるには、収益構造をコントロールする組織はどうしても必要です。

かつて経済成長時代に第三セクターが多用されて次々に破綻したことがありました。それは、組織としては収益と分配を最初から度外視して補助金をつぎ込んできたことが最大の要因です。この周辺にもあると思います。

さきに挙げた村民のアイデアをブラッシュアップする場が、さらに収益事業を支える組織へと成長することも一つの方向として考えられますが、村民と行政が共同して働きかけを進める必要があります。

10月に視察しました奈良県曽爾村の一般社団法人曽爾村農林業公社は若者の雇用や収益構造と分配を巧みにコントロールして自立した村づくりを目指していました。

持続可能な自立した村づくりを進める上で、第三セクターの創設は一つの選択肢として今から視野に入れておく必要があると考えます。

曽爾村は中川村の３分の１程度の小さな自治体ですけれども、同じ美しい村連合の自治体の事例として行政の学ぶところは、私は多いと考えます。

持続可能な自立した村づくりに向けた提言に対する行政としての見解を問いたいと思います。

○村　　長　　村内の地域資源による付加価値創造力への向上の提言に対してのお答え、それから第三セクターの、その収益事業の一つとして根幹に据えて、そこから事業をおこしてはどうかということについて質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

たくさんの量でありますので、順番にお答えをしたいと思っておりますけれども、まず、持続可能な自立型村づくりは全世代参加で行う……。すみません。

まず、付加価値創造力につきましては、一つは農業の６次産業化の進展にあるということは、先ほど鍵はそこにあるんではないかということはお答えをさせていただいたとおりでありまして、地域生産総額を底上げする、そのために６次産業化が有効であるということは理解をいたします。課題はあるとは思いますけれども、議論した中で解決する方策も生まれるだろうと思っておりますので、このことについては楽観的に考えております。既に村内の中にも、村の思いもかけない資源を使って、こんなふうにしたらどうか、おもしろいことができるんではないかというふうなことを提案もいただきましたし、現に物になるような形で取り組んでいるグループもたくさんありますので、そういう皆さんの声もよくお聞きしながら進めていくということが必要なんではないかというふうに思っております。

それから、村民のアイデアを磨き上げていく、ブラッシュアップをしていく場をつくるべきだと、前例の考え方にとらわれて新たな芽を摘むことがないようにということでありますけれども、みんなが集まってわいわいがやがやしてというような議論は、全ての方が対等に参加をしていく、そういう中で思いもかけないことが飛び出す可能性というのは十分に持っておるかと思いますけれども、この議論が深まらない、またはそういうふうに進めないと単に散漫的に話をしてしまう、こういう場で終わりがちなこともあるかと思います。こんなことをしたい、こういうふうに考える人、団体につきましては、村にぜひ申し出をしてほしいと思っております。

その検討する場所は、せっかく整備しましたお試しシェアオフィス、これも今いろんな形で利用の仕方も模索しながら、提案をしてもらいながら、いろいろやっておりますので、今はこの場所というふうなことしか具体的には申し上げられませんけれども、参加者の方全員が対等の立場で出席できるような場、仕組みづくりの提案があるならば、ぜひお聞きをしたいというふうに思っております。

むろん、この問題については、行政が関与をして、できるだけリードをすると、ただし、リードするにしても、発想に枠をはめるようなおそれもあるかと思いますので、この点は注意をしていくことが必要かと思っております。

それから、持続可能な自立型村づくりは全世代参加で行うべきであると、そのために３点ご指摘をいただいたところでありますけれども、まず、持続可能な中川村をつくるのは、若者から始まって年配の方、おじいさんおばあさんまで、それぞれ得意な分野とか得意な場所、これが出、活躍してもらうっていう機会をつくることと、こういうふうに私は受けとめます。

若者が村に移住を決める要素に魅力的な教育環境の整備等があるんだというご指摘でありますけれども、先ほどの６番議員の質問にもありましたが、そのことも一つの方法かもしれませんし、いろんな意味で、提言については、ぜひ広く考えていきたいというふうに思っております。

ただ、とりあえず自然につきましては、手つかずでありますし、有り余るほどあるわけでありますので、あと何を売りにして魅力として捉えていくか、これは研究をしていかなければならないだろうと思っております。

若者が移住をして働き、生産力を上げて生み出した富、つまり付加価値である富が教育や福祉の分野に再配分されて、その中で消費をされていくという考え方については、よくわかりますし、納得はできます。

それから、具体的に文化、芸術、創作活動への投資が必要だというふうなことも指摘を受けたわけでありますけれども、アンフォルメル美術館の活用であります。これにつきましては、今、指定管理の施設として活用をしていただいておりまして、受けていただいた皆さん、それなりに工夫をしてアンフォルメル美術館の売り出しには頑張っていただいておりまして、以前よりは非常に人数が増えて、参観者といいます課は増えております。ただ、それにとどまらないで、あの場所の地勢といいますか、地の利、それからあの施設全体、それからあの中の雰囲気といいますか、これがもう少しいろんな意味で利用できる場合もあろうかと思います。ただし、利用の仕方については、今、美術館というような、ちょっと私どもも少し固まったような捉え方がありますので、そこのところは、どういう形がいいのか、指定管理をさせていただいておる皆さんともよく話しながら、やっぱり利用するほうが私はいいと思っています。とてもいいところだし、おもしろいところだなあと思っておりますので、そんなふうにお答えをさせていただきたいと思っております。

それから、最後の質問でございますが、第三セクターを収益事業の一つの根幹に据えていくということであります。

奈良県の曽爾村につきましては、総合戦略の中でつくってあります地域創生の戦略の核は、まさによさを生かして、地域内、域内の総生産額を上げる、そのことが中心に座っておるというふうに私も思っております。その中心は、やはり公社のようでありますので、この公社がさまざまな事業を手がけていくものと想像しております。曽爾村の練りに練った、検討してつくり上げた総合戦略だとは思います。もちろん私どもの戦略も、どこに焦点を当てているかというと、やはり人口の維持と人口増、特に若者を中心として、そこのところで村の勢いといいますか、そこをぜひ回復、鈍化していきたい、ここに中心、私どものやつは中心を据えておるわけでありますけれども、曽爾村の戦略はそこにあるというふうに思っております。したがいまして、まずは、その曽爾村の研究から、文書ですとか、よく図で示したフローっていうのがあるんですけれども、これでは読み切れない点があるかと思いますので、これらについても、議会のほうでも視察をされたようでありますので、私ども自身も実際を見ることも考えてまいりたいということでありまして、まずは、第三セクターの設立という点につきましては納得してからということかなあというふうに思っております。

それから、総体の中に美しい村連合の提唱する持続可能な地域づくり、誇りを持って将来につながっていく村づくりをするという連合のやっぱり崇高な理想があるわけでありまして、その理想を実現する一つの根幹っていうか、考え方には、やはり美しい村連合をつくられたお一人であります、立ち上げのお一人であった松尾さんという、松尾雅彦さんという方かと思いますけれども、この方のスマート・テロワールという考え方があるということは私も承知をしております。その訳のことはともかくとして、やはり、桂川議員おっしゃるように、中川村にとって、単に美しい村として残していくっていうんじゃなくて、この村の加盟をして、これから何を目指すのかっていうことは、やはり、まさに村づくりというか、持続可能な村づくりに合致していくものというふうに考えておりますので、そのことだけ加えて回答とさせていただきます。

○７　　番　（桂川　雅信）　一つ、きょうの冒頭の一般質問で中塚議員が兼業農家の話をされたと思いますが、私、兼業農家も含めた収益を上げる仕組みがどうしても必要だというふうに思っています。その上では、先ほど村長言われたように、６次産業化はかなり大きな鍵を握っているんではないかというふうに思っています。それと、もう一つは情報発信力だと思います。今、やっぱり農業生産物は、この村ではほとんどが小規模生産ですね。小規模生産であってもきちんと全国に売ることができる仕組みを私はつくればいいというふうに思っています。その仕組みがきちんとできれば兼業農家であってもそれなりの収益を上げることができるんではないかというふうに思っていますので、ぜひ、その仕組みづくりにもう少し力を注いでいただきたいというふうに思います。とお願いをして、次の最後の質問に移りたいと思います。

ちょっと時間がなくなりましたので、次の質問はちょっとまとめてやらせていただきます。申しわけありません。

次の質問は、上下水道問題の経営改善への提言であります。

１番目は水道問題です。

上水道の有収率を全国平均80％に引き上げられないかということです。

中川村の上水道の有収率は、29年度の決算で73.47％でした。一方で、人口規模5,000人未満の事業体の全国平均は有収率80％となっています。事業開始からの年数を見ても、計画的に有収水量アップを図るための調査を行い、更新事業も調査結果に基づいて費用対効果の高い所から進めるべきだというふうに考えます。調査費用に多少の予算を割いても、それにより営業費用が提言できれば、経年的には上昇につながるはずですから、実態調査も計画的に行うべきと考えます。

実は、もうかなり供用開始から年数たった上下水道事業っていうのは、これから更新事業が主たる仕事になってまいります。だんだん老朽化してまいりますので、建設費よりも長い時間をかけて費用が必要になってくるということになりますので、計画的にこの問題に取り組んでいかないと、とんでもないことになってしまうということになってしまいますので、ぜひ最初の仕事として漏水率の削減、実は漏水かどうかも、実は私よくわからないんですけれども、長のほうから漏水だというふうに言われているんで、そう思っているんですけれども、３割の未収があるわけですから、その３割の未収の原因そのものをもう少しきちんと見きわめていただきたいというふうに思っています。

２番目、下水道事業の経営改善についてです。

11月22日の全員協議会では、議会として中川村の下水道事業経営に関する提言を決定いたしました。提言は４つのテーマから構成されておりまして、提言１、経営実態を明確にするため有収水量を可能な限り正確に把握すること、提言２、有収水量等の経営実態を明らかにした上で、一般会計からの繰入金の算出根拠を明確にしておくこと、３、下水道処理区の広域化、共同化、地域連携等の検討を進めて下水道経営の効率的運営を目指すこと、提言４、上記の検討を進めるために次年度の予算編成に当たっては必要な予算措置を行うこととなりました。このうち提言２の有収水量の一般会計の繰入金の話については、ほぼわかりましたので、提言３のところだけちょっと質問したいと思います。９ページの――９ページではないかな、一番真ん中のところ、下水道処理区の広域化、共同化、地域連携は早期に計画的に進めるべきというところをちょっと読みたいと思います。

下水道事業の経営問題で一番大きな問題は、この事業が施設型事業であるため、供用開始後も資本費返済が財政上の大きな負担になっていることです。特に人口密度の低い農村部では資本費回収率は極めて低くなるため、赤字財政の大きな要因となっています。また、経済成長期に建設された下水道施設は当初計画そのものが過大になっている傾向が強く、維持管理費や資本費に現状では大きな負担がかかっていることは否めません。

下記の表は中川村の５つの処理区における計画数値と実数を示したものです。処理水量ベースでいえば、６処理場とも46～63％の稼働率ということになります。人口比では小規模集合処理と農業集落排水事業は60％台で、今後も低下することが見込まれています。つまり、村の人口の減少傾向は今後も継続することになるので、上記の稼働率はさらに低下するだけでなく、使用料収入も減少することになり、下水道経営はさらに苦しくなることを想定しておかねばなりません。したがって、村の下水道事業の経営を健全なものに移行させるためには、維持管理費や資本費を低減させるか、処理水量の増加を図って効率的な運営を行うなどの施策を講じる必要があります。

中川村の下水道事業は、下の表のように一般会計からの繰り入れが2億円を超えており、下水道事業の歳入総額に占める割合も農集配では76％と突出しています。これでは税負担の公平の観点からいっても看過できない状況となってしまいます。

既に国は広域化、共同化のための指導をしており、県は全県的にその指導を強化してきています。次年度以降の予算措置にかかわるものもあり、戸別排水処理施設整備事業への転換も含めて、早期に下水道経営戦略を策定し、経営改善へのかじを切るべきだと考えますけれども、どうですかということなんですが、一つ、ちょっと申し上げておかなければいけないことがあります。これは村の責任なのかということなんですが、実は、もともと下水道事業の不健全な実態は自治体の責任ではないということを、まず冒頭、私は申し上げるつもりだったんです。下水道事業が経営に行き詰った実態というのは、この村の問題だけではありません。全国的な問題でありまして、その要因となっているのは、かつて中小自治体にまで確執的な集合処理を記した国の方針にあります。これは間違いありません。これらの反省や責任問題に触れることなく、国が広域化、共同化を指導するのは、本来おかしなことです。私自身は経済成長期に我が国の下水道事業が普及したことを是とする者ですが、その際にも地域の実情を無視した下水道処理計画には一貫して反対してきた経過があります。なぜなら、それは処理区域の住民に後年度に多大な負担を強いることになることが目に見えていたからです。このことは、近年の我が国の下水道事業の実態で明らかになってきています。過大な原単位と処理水量、過大な人口推定、どれをとっても中小自治体には将来に重荷となることは明白であったにもかかわらず計画を認可した国の責任は重いと言わねばなりません。かつて私が、40年ぐらい前ですが、1970年代に下水道施設の計画や設計をやっていたことがありました。そのときに指針にしていたのは国の指針です、ほとんどが。御存じの方も多いと思いますが、流総指針というのがありました。これは、もう国が下水道計画をつくる際に指針とすべきということでつくられたものです。ほとんどが、中小の自治体ではコンサルタントがその指針に沿って計画をつくっておりましたけれども、人口も右肩上がりの人口でした。使用水量も右肩上がりです。原単位も全部右肩上がり。水質に至っては、ＢＯＤの１人１日当たりの負荷量が42ｇだったと私は思いますが、それも20年後ぐらいには50数ｇに上がっていました。なぜそんなに上がるのか。つまり、全て規模が大きくなるように指針ができ上がっていたのです。ですから、このような計画から見ますと、地方自治体の経営状況改善のために国が主導的に広域化、共同化を行うのであれば、再構築のための補助金の算定は本来無条件で認めるべきであるというふうに私は考えております。ということで、私の提言に対する、ちょっと意見をお聞きしたいと思います。

○建設水道課長　　それでは、まず水道の関係から説明させていただきます。

中川村の水道事業につきましては、昭和49年から昭和52年に簡易水道として整備をし、そのほとんどが耐震性のない接着継ぎ手による塩化ビニール管で施工されました。

給水管を除く上水道管の現状ですが、耐震性がなく、耐用年数40年の経過した延長が平成29年度末現在でおよそ24km、総延長の３割弱でありますが、そういった状況にあります。

最近10年間の有収率を見ますと、平成24年度までは80％前後を推移していましたが、その後、老朽化等により平成27年度には70.66％まで下がってしまいました。平成28年度及び29年度については、老朽管更新事業等の実施により73％台まで回復をしてきております。

また、速報値ですけれども、ことしの10月までについては74％台まで上がってきました。

７番議員からお話がありました漏水調査については、過去にも何回か業者委託を行ったこともありまして、状況等により実施をしたいというふうに考えております。

また、長野県が実施をしている漏水調査機器、音圧ロガー漏水監視機器貸出による市町村有収率向上支援に来年度応募をする予定です。設置方法、設置計画や調査ノウハウ等の技術的支援を無料で行っていただける事業と聞いております。それらの調査結果等も踏まえた上で、総合的に判断をした上で耐震管等への布設がえも進めていきたいというふうに考えております。

それから、下水道の関係ですけれども、上水道もそうなんですけれども、人口減少に伴って、当然使用料の収入、そういった減少や、今後汚水処理施設の老朽化に伴う更新対応については、当然経営状況は厳しさを増すことになろうと認識をしています。

さらに、国は、平成29年に開催された財政制度審議会において、下水道事業については、受益者負担の観点から汚水に係る下水道施設の改築については排せつ者が負担すべきとの考えのもと、国による支援は未普及地域の解消及び汚水対策への重点化の方針が示されました。このような動きを注視しつつ、下水道施設の広域化、共同化等について検討する時期と認識をしております。

下水道事業については、平成32年４月の法定化に向けて作業を進めており、固定資産額の計上ができた段階で補助金の適正化に関する法律に基づいて統廃合による維持管理費の減額と補助金返還の差額が相殺されるだろう時期を推定する必要があります。その業務費については、適当な補助金や起債が該当するか、ちょっとまだわからないため、ちょっとかなり時間がかかるかと思いますが、村独自で作業を進めることになろうかと思われます。そちらについては、進捗状況については、今までの経過も含めて水道運営審議会に報告をしながら、施設の統廃合計画の検討を進めたいと思います。

○７　　番　（桂川　雅信）　時間がありません。ちょっとだけ。

国の制度は年々変わってきておりますので、ぜひ毎年チェックをしていただきたいと思います。多分、恐らく今課長が言われた内容も変わってきていると思いますので、補助金を返還しなくてもいい制度がもう幾つも出てきておりますので、ぜひ一回ちょっとチェックをしていただきたいと思います。

以上です。

○村　　長　　これで桂川雅信議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後２時４０分とします。

［午後２時２６分　休憩］

［午後２時３７分　再開］

〇議　　長　　会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

８番　柳生仁議員。

なお、柳生議員より説明資料の持ち込みの申し出がありましたので許可してあります。ご承知おきください。

〇８　　番　（柳生　　仁）　私は、さきに通告しました３問について質問してまいります。

初めに中山間の草刈り支援についてでございますけれども、中山間では高齢化などで草刈りが大変になったということでございますので、支援ができないかということで質問をしてまいります。

全国的にも中山間の草刈りが農地の管理上大変苦労しております。農業の農業新聞で遠隔操作による草刈り機が開発され、草刈りの強い味方があらわれたと記事がありました。この草刈り機は、斜面40°のところを刈っていくという機械であります。金額は約135万円ほどでございますけども、営農センターなどで研究して、農家支援の方法を研究してはどうかということでございます。草刈りに困っている農家では、現在農地保全の責任からいろいろな方にお願いして管理をしております。この遠隔操作で作業ができる草刈り機が導入されれば、お手元に配りましたカタログを見ていただければわかりますけども、メーカーはともかくとして、リモコン式自動草刈り機ということで、ごらんのような傾斜約40°の斜面を刈っていけるそうであります。ただ、この斜面の下が水田で水がついておると、何かあったときに田んぼに落ちちゃうと困るんで、ちょっと気をつけてよと、こんな話でございました。遠隔操作で約200ｍの距離を扱えるということで、非常に能率がいいようであります。草刈り刃はハンマー刃ということでもって、いろいろなものに耐えられる刃でありまして、重量は、裏面にありますように約200㎏ということでございます。走行速度2.6㎞っていうことで、結構速い速度かなあということで、刈り取りが300㎡約30分ということでございますので、１反歩刈るには約１時間半っていうことになります。そうした中でも、刈れないところも刈ったりしていきますと、約２時間で10ａを刈れるのかなあと、こんなふうに思っております。初めは能率がそんなに上がらないかもしれませんが、細かい所を刈ったりしますと、楽に――楽という表現がいいかわかりませんが、農地保全に大変役立つことが期待されるとともに、農家の現金支出が軽減されると考えております。

また、この草刈り機の操作は、営農組合法人、昨年ですが、南向法人ができたわけでありますが、こういったところにお願いし、稲刈りコンバインや大豆・ソバコンバインのような専門的オペレーターを養成すれば、機械の故障もなくて、中山間地農業守るには適した機械と思っております。

日本で最も美しい村政策とっている中川村では、やっぱり中山間もきちんと守ることは重要と思っておりますけども、村の考えをお聞きします。

〇村　　長　　日本農業新聞と全国農業新聞の一面、日本農業新聞は一面であったかどうかわかりませんが、全国農業新聞にはこの手の記事が一面に掲載されておりました。

ちなみに、日本農業新聞には９月２日付で掲載をされております。

機械で刈ることで労力が非常に軽減されるということで、大いに効果があるというふうに考えます。

ちなみに、柳生議員の住んでいらっしゃる美里地区でございますが、特に圃場整備済みの水田の畦畔の角度というものは、のり長で1.5ｍ～４ｍの場合には勾配が１対1.2～１対1.5と、こういう勾配になるわけでありまして、角度でいいますと39°～33°になります。で整備をされております。したがいまして、美里地区ですとか、あるいは畦畔が大きいと思われる内容、地籍でございますが、こういったところにはぴったり当てはまる機械かなあということを思っております。

営農センターで研究して農家支援の方法ということでありますけれども、実は、実際支援をするということになりますと、金額は135万円という高額になりますので、そういったものを出せるのかという今度はお話になってくるわけでありまして、ちょっとお考えいただきたいのは、今村は、中山間地域の直接支払事業、これを４期続けてやっております。あと残り１年で第４期が終わると、19年、30年度までに19年間、この事業で補助をさせてきておるところでございまして、これは農家に直接補助をするものでございます。この中で村も４分の１負担をしておるということであります。水田の持つ湛水能力、農作物を生産する重要性、農村景観等含めて、農村環境保全支援事業など、それぞれ目的は違うわけですけども、これも国と地方で負担をしております。多面的機能維持保全事業っていいますか、そのことであります。これも村も４分の１を負担しておると、こういうことでございまして、こちらの事業のほうは、２期が、多面的機能の事業はちょうど30年度で２期目が終わるというところに差しかかっておるところであります。

機械類につきましては、これらの補助金を活用して共同で購入するなどを考えていただけないかということであります。つまり、農家に対しての直接支援、そして地域に対しての助成は、この地域を農村として農地を維持しながら地域を維持していただくといことが多面的機能の大きな目的でありますので、この２つの補助事業をうまく活用いただけないかというのがこちらの考え方でございます。

また、機械類については、これらの補助事業を使って共同購入するなど、まず検討をいただきたいといのが一つ、それから急な農道ののり面の草刈りにこの機械を使用して除草すること、それから専用のオペレーターを依頼して農道の維持を図ると、こういうような目的であれば、ただいま申し上げました多面的機能維持事業の対象として支出は可能でありますので、専門のオペレーターを要請して、その方のもとに皆さんで出資をして、その方に賃金をお支払いする、あるいは機械の維持が必要になってくるでしょうから、そういうことも当然支出ができますので、そういう両面から、ぜひお考えいただければというのが今村の考え方でございます。

〇８　　番　（柳生　　仁）　私どもの美里なんかののり面の調査もいただきまして、使えるかなあというようなお話とともに、また購入のノウハウも説明いただきましたけれども、こういったもののアドバイスを振興課などでもって、やっぱり営農組合長会、そういった多面的機能、それから中山間地域技術、また、そうした指導会などでアドバイスいただきながら、こういうふうにすればこうにできるというようなアドバイスができるかどうか伺います。

〇村　　長　　補助金の使い方の前に、こういう機械が出ておると、日々変わっておりますので、ぜひ、こういったものを利用するというのは、これは正解だろうと思っておりますし、また、先ほどお話がありましたとおり、コンバインの刈り取りにも、なかなかオペレーターの手配が非常に難儀をしておるということも聞いておりますので、こういったところに対して、やっぱり専門の方が動かす、そうでないと人は多くの人を確保するということはできないでしょうから、こういったことの確保も含めて、もしお話があれば、例えば、こういう特定の業者になってしまいますが、来てデモンストレーションをしてもらうようなことを営農センターのほうから働きかける、こういったことはできますので、ぜひ、提案をいただければっていうか、営農センターとしても考えていっても非常におもしろい事業だと思っております。

〇８　　番　（柳生　　仁）　ぜひ行政としても、特に中山間を守るにはどこの中山間も苦労しておるわけでありますけど、たまたま自分は美里出身っていうことで、美里のことは少しわかっておるつもりでありますけども、各地区、なかなか苦労しておりますので、振興課のほうでもそういった声がけだけはほかの地区にもしていただきまして、美里に限らず、全村的に必要な箇所があるかと思いますけども、そういった声がけはしていただけますか。振興課長、いかがですか。

〇振興課長　　この機械が出たときの新聞を振興課の中でみんなで見回しをしまして「これはおもしろいね。」というような話になったところであります。ただ、そのとき値段がわからなかったもんですから、国交省のほうに機械が、堤防を刈る機械を聞いたら、それは1,000万円ぐらいするということで「そんな額じゃあ……。」というような話であったんですけども、今の135万円ということであれば、いろいろなところで活用も可能かなあというふうに思っております。いろいろネットとかでも、ちょっと調べさせていただいた中で、ほかにも機械があるようですので、ちょっと県の皆さんとも、いろいろほかの状況をお聞きしながら、可能であれば、村長の申しましたとおり、メーカーなどに来ていただいてデモンストレーションなどをするという機会もおもしろいのかなあというふうに思っております。そんなところも、また進めていきたいというふうに思っております。

〇８　　番　（柳生　　仁）　このメーカーに限ってでございますが、既に全国に50台以上売れておりますよということで、大変人気がありますということと、メーカーでは将来50°の斜面も刈れるのを開発したいという、それはすぐできるわけじゃないんですが、言っておりますので、おいおいこうした農家支援、また地区の役員を通じて役場からもアドバイスいただければありがたいと思っております。

では、次の質問に入りますけども、ＪＡ上伊那農協について質問してまいりますが、ＪＡ中川支所におきましてはＡＴＭコーナーがもう廃止になるという話を聞きました。この理由として、毎日の利用者が少ないっていうことのようでありますし、年間の維持費がかかるっていうような話も聞いております。この支所のＡＴＭコーナーでございますが、我々村民にとっても大変ありがたい機械でありまして、現金の支払いから、いろんな入金等が比較的簡単で、また時間も夕方まで稼働しておりまして、日々大変便利に使っております。これがなくなりますと、南向地区の方たちは午後３時までに手続しないと利用できないっていうのが現状でありますが、ＡＴＭコーナーは農協に限らずいっぱいあるわけでありますけども、それでも南向地区のＡＴＭコーナーは地域住民にとっては大変重要な機械と思っております。高齢者ばかりでなくて、お勤めの方々にも大変不便になるんじゃないかと思っておりますので、こういったことにつきまして、村でも主力銀行をＪＡ上伊那中川支所となっておりますので、このＡＴＭ廃止について村の考えをお聞きします。

〇村　　長　　正式に村に申し出があったわけではありませんで、10月に行われた農協の中川支所運営委員会の中で出されたということで、私も「村長、こういう話は知っとるか。」ということをお聞きして初めてわかったところであります。ですので、感想として、ちょっと述べるにとどめたいと思っておりますが、ＡＴＭの機器につきましては、おっしゃったとおり、金融窓口を通さなくても引き出しができるし、預け入れができるという利点があります。ただ、時間の制約は当然ありますので、この中では、それまでに行かなければいけない、窓口も同じことでありますけれども、そういうことがあろうかと思います。当然24時間の稼働はないわけでありますけれども、窓口が休みのときも稼働をしておりまして、これは非常に用途が広い。ただし、利用件数で運営に分岐点があるということは議員も十分わかっていらっしゃるかと思いますけれども、これにつきましては１日40件というふうに聞いております。中川支所の前のそれは１日30件程度しかなくて採算ラインを割り込んでいるというようなことも聞いております。平成31年９月には、また機械を更新予定であるということであるようでありますけれども、これも流動的ということでありまして、もし更新をするとしたら幾らかかるのか、ちょっとわからないわけでありますけれども、少なくともランニング費用につきましては多額で、500万円程度かかるということかと思います。これはあくまで推測であります。ということで、窓口とセットではないと、これは意味がないので、窓口を開いて機械は閉鎖というのは無理からぬことかなあというふうに思います。つまり、両方やめてしまったら困るわけでありまして、今までは確かにＡＴＭの機械はなくても窓口で古い――古いっていうか、昔は出し入れができたわけでありますので、そういうことかと思います。ただ、赤字覚悟で続けるならば、じゃあ誰が補塡するのかということになるわけでありまして、これは、それじゃあ組合員かというふうな話になるわけであります。それしか考えられないとしたら、やっぱりここで、ずっとこういったものを持ち続ける意味はどこにあるのかなということも一方で思うわけであります。総合的に私が思いますに、存続は、もし１日30件の利用が続くということであれば、単独でこれを設置して続けていくっていうことは非常に難しい課題ではないかなというふうに思います。ＪＡのＡＴＭを利用するなら、そういう言い方でいきますと、非常に冷たいというか、厳しい言い方になってしまうんですけど、１カ所あります片桐店を利用するしかないかもしれません。それから、改めて口座を信用金庫や八十二銀行、そして郵便貯金、郵貯、こういったところに開設していただく、こういうことも考える必要がありましょうし、今役場の駐車場の横にＡＴＭの機械があります。信用金庫、それから乗り入れを協定しておる八十二銀行もこれで引き出しができるわけでありますので、いろんな方法があるんですけど、もう一つ郵便局もありますから、こういった機械を利用――先ほどおっしゃったように、その機械はあるわけであります。それと、もう一つ、農協もどこか、今申し上げたように信金ですとか、ちょっとわかりませんけれども、八十二銀行、そこに議員さんの先輩の方がいらっしゃるので、確かめもせずに言うと非常にまずいんですけど、例えば相乗り入れが可能のような機械ができないかどうかっていうことも、やっぱり、ぜひ検討いただきたい、これには協定を結んで扱う必要が当然あろうかと思いますけども、残すとしたらこういう方法しかないのかもしれないというのが今の私の感想であります。

〇８　　番　（柳生　　仁）　ただいまの村長のお答えのように、農協に限らず各金融機関のＡＴＭが何カ所もあるので、それを使えと、必要があれば口座を変えたらというようなお話もありましたけども、ＪＡのＡＴＭがなくなれば、信金さんの――信金って言っちゃいかんのかな、役場の横にあるＡＴＭを併用して使えるような、そんな仕組みがあるかどうかわかりませんが、ぜひとも村としても、そういった相談を乗ってあげれば、住民の方も安心かなあと思っております。

次に、これも、まだ長い先の質問をしますけども、こういったものはあらかじめ質問しておかないと、その際になって「ああ……。」って言っても困るので質問しますけども、ＪＡ上伊那農協片桐資材店の閉鎖でございますけども、これも、まだ来年とかいうんじゃなくて２年後ぐらいに閉鎖になるんじゃないかっていうようなうわさのもとに質問するんで、これも適切かどうかわかりませんが、中川村は、農業資材は、地域産業が農業にウエイトを置いている中川村においては最重要店舗と私は考えております。私が聞いた情報ですが、うそであってほしいと願っておりますけども、中川村は高齢者による農業の保全がされており、若い方もおるんですけども、本当にＪＡの資材店が廃止になれば、農業資材による買い物難民が発生してまいります。また、高齢者が村外に農業資材を買いに行くとなれば、交通問題など、大変リスクと考えております。また、基幹産業である農業にも大きな打撃と、農地の荒廃、また景観にも大きな打撃になるんじゃないかと心配しております。ＪＡでは年が明けたら村と懇談会を計画しておりますけども、この資材店はすぐになくなるということはありませんけども、長期テーマの中でもって、村長の考えをお伺いします。

〇村　　長　　これも、また正式に申し出があったことではなくて、やはり先ほどの会議の中で出された提案ということで、すぐということではないようでありますけれども、構想としてあるということであります。農協の組合員として発言してよろしければ、発言させていただく機会を与えていただければ、そういう立場からちょっと発言をさせていただきます。

平成11年だか12年に南向資材店が閉鎖されました。今は蜂蜜の工房になっておりますけれども、それは上伊那農業協同組合の合併後の３年か４年のことだったかなあというふうに思っております。その当時は、片桐店に集約をして、配達の体制も含めて組合員の要求にしっかりと答えると、こういうはずだったわけであります。今は大草地域の――葛島地域の組合員さんもそうでありますし、片桐に足を運んでいただいておると、組合員に限らず、一般の方も、ある部分では安いし便利でありますので、足を運んでいただいて購入されておるということのようであります。資材店を南部地域にまとめるということになりますと、場所にもよりますけれども、中川村の組合員は遠くまで足を運ぶことになるわけでありまして、これは、組合員の要求と農家の要求に答える姿ではないというふうに私は思っております。仮定としまして、南部地域を駒ヶ根基幹支所にまとめていくとしたらどうなるか、遠くは片道15㎞、一番遠くなります渡場の皆さんやなんかはもっと遠くなるわけでありますし、そうなりますと、そこまで行かなくて近くの、よっぽど近いホームセンターの南にあるやつがありますので、そこへ行こうかなというような話になるわけかなあと思っております。15㎞の片道、私の場合ですね、先に買い求めに行くことになります。ガソリンを使って買いに行くことを考えれば、ホームセンターで、近くのホームセンターで買い求めたほうがよほどよいということになりかねないわけでありますし、ますます、そうしますと、売り上げ、取扱量も減ってしまうだろうというふうに思います。もしそうなった場合には、赤字だから、じゃあその赤字をどうするんですかということになるわけでありまして、赤字補塡は、やっぱり、先ほども申し上げたとおり組合員に求めるんでしょうかと、中川支所管内の農家は、やっぱり果樹農家が多いわけであります。また、そういった場合、病害が発生したような場合、殺菌剤とか殺虫剤、これらの農薬がすぐにでも必要と、こういう場面が多くあるわけであります。統合してしまっては、そのすぐに欲しいに対応が非常に難しくなるんでないかということを思っております。やっぱり農協は、組合員である生産者に都合のよい、やっぱり農家の味方であってほしいなというふうに考えております。もちろん農協も経営でありますし、今非常に厳しい環境に置かれておることもよくわかっておりますけれども、だからといって、むしろ、それは組合員の利便性に応えて、しっかりとした組合員の信頼を勝ち得て、資材購入等は農協からというふうなことで、細かい問い合わせですとか、何といいますか、なくなればすぐ、例えば本所なり基幹支所からすぐ配達をするとか、ちょっと、そういうふうな取り回しのいいやり方をぜひ頑張ってもらわないと、やはり、何といいますか、こういう形だけで物を考えていくのはいかがかなというふうに思っております。

〇８　　番　（柳生　　仁）今、村長というか、農家というか、お立場でもってお話しいただきましたけども、今言われましたように、農業の資材っていうのは、時として、やっぱりすぐ飛んでいって買ってきてまきたいなあっていう、休暇、休んでおる日もありますけども、そういった気がします。そして、たまたまお店が閉まっていて買いそびれると、やりたいことが次の日にできなくなってしまうっていうようなこともあったりして、これが遠くになったりすると、もっと農産物つくるのにリスクが高まっていくのかなあ、せっかく中川村のおいしい農産物をって言ってくださるお客さんが最近増えてきているように思うわけでありますけども、こういったときに、こういった施設がなくなってしまうと――なくなるって決定したわけじゃありませんので、これからですけども、非常にリスクも負いますので、ぜひ、来年になったら懇談会があるようでありますので、村長という立場、また農家の立場でもって農協のほうへしっかりお話いただければ、農家の方たちは安心かなあと思っておりますので、その点は強くお願いいたしておきます。

次に、これも農協のことでありますけども、南向地区のガソリンスタンドでございますけども、これは報道で読んだんですが、市町村内にガソリンスタンドが３カ所以下の市町村をＳＳ過疎地というそうであります。地下タンクの期限が切れたからということで沿道からガソリンスタンドの廃店が最近気になるようになりました。このＳＳ過疎地は、県内には31ほどあるようであります。

下伊那でございますけども、９市町村のうち、天龍村、売木村では今は１軒しかないようでありますけども、これも何とか頑張っているようでありますけども、店を閉められると日常生活に大変大きく支障を来し、この下伊那では、両村とも隣村が非常に遠くて不便きわまるっていうことで、この１店舗をしっかり守っているようであります。

中川村でも南向地区のガソリンスタンドが来年３月末をもって閉店と聞いております。このスタンドは地域住民にとって大変重要なスタンドであり、現在、後を引き継いでいただける方を探していると聞いておりますが、なかなか見つからないようであります。中川村にも話があったかと思いますけども、このスタンドは、通常ではなくても、特に片桐に２店ありますので、何とか困らないような気がしますけども、中川村の危機管理上、私は大変重要なスタンドと思っております。

最近の自然災害は、今まで経験したことのない地震や台風が各地を襲っております。特に南向地区は、天竜川に橋がかかっており、この橋も最近の丈夫な橋でありますので、心配ないような気がしますけども、万が一この天竜川を渡る橋に異常が来した場合には、村の車両の燃料もなく、役場機能に混乱を来すのではないかと心配しております。

南向地区のガソリンスタンドについての村の考えをお伺いします。

〇村　　長　　平常時なんですけど、平常時のことを考えますと、村内に２つもあれば、車の給油、灯油の配達は間に合います。災害で南向地区が孤立したらどうなるか。おっしゃるとおりに、スタンドに供給はとまります。大変なことになる可能性は非常に大きい。現に、東日本大震災が起こった年でありますけれども、給油が制限されまして、片桐のスタンドのほうにも制限をいたしまして、役場の公用車燃料が非常に困ったわけでありますが、そのときには南向地区の備蓄してあるやつを、燃料を、優先的に回してもらいまして、それで運行をつなぎとめられたという経験があります。これは、大規模災害で燃料が供給されなくなるっていうのはめったにない場合ですけれど、現に起こっておりますので、可能性としては――可能性じゃなくて、あり得る、あったことということであります。ここから得る教訓をちょっと先に申し上げますけど、村の車両につきましては、やっぱり災害時に備えて燃料満載でいきたいなというふうに思っております。また、非常用電源に供給する重油につきましては常に満載に気をつけていきたい、こういうふうに思っております。

スタンドが継続されれば、それに越したことはありませんけれども、人口5,000人足らずの村に、現実には今３カ所の給油所があるわけであります。経営として考えるならば、国道153号に面していることによる走行車両の車両の多さ、これにより経営の差は非常に大きいとは思いますけれども、この３つとも、３カ所とも後継者はどこにもないわけであります。いずれ、もしかしたら、南向の今やっていただいておる方のような高齢化に伴う課題、引き継ぎ手がなくなる可能性はもう十分ありますし、実際、片桐のスタンドを経営されておる方からしっかりとそのお話もいただいております。「いつ自分もそうなるかわからん。」と、「10年後の姿だ。」というふうなことも、その経営者の方はおっしゃいました。現在のスタンドにつきましては、継続使用をしていくに当たりましては、タンクのコーティングが必要であるとのことであります。継続するならば、ＪＡの所有物でございますので、ＪＡが費用負担をすることに当然なるかと思いますし、もし人が見つかれば、農協としてはやっていただけるんではないかなというふうに思っております。やはり運営する方がキーになるわけであります。今、受託して経営していただいている方も高齢でありますことと、高齢といっても70歳くらいでしょうか、その経営の中で、本人の給料までは生み出せなくて、奥様と一緒にやっているんですけど、奥様に何がしかの給料を、それを払って運営していると、あとは、失礼ながら、やはり年金を充ててということになるかと思っております。こういう売り上げの状態だと聞いておりますので、名案がなくて悩ましいところであります。

例えば、例えばですよ、地域おこし協力隊の制度を活用して法人組織や地域等で経営する方法もないかどうかっていうことも考えてみてはいかがかということです。地域おこし協力隊を募集する場合、ガソリンスタンドを運営するには資格が要りますので、こういう資格を取ってもらう、あるいは持っている方で、これも協力隊員の仕事としてやっていく方があれば、こういう方向で募集をしてみるっていうのも一つの方法。そういう方が法人組織であります農事組合法人みなかたの機械作業の運営、こういったものにもかかわるような協力隊員で、両者を両方やるような格好になるわけですけど、まだ、あとほかにもう一人要ることになるかと思いますが、こんなようなことで経営する方法も一つはあるのかなと。つまり人材を外部に求めるっていうことです、広く。

タンクローリーによるガソリンスタンド営業を行っている地域もあるようであります。ガソリンスタンドにつきましては、常時２人の人員の配置が必要でありまして、特区を活用して人員配置の柔軟的な対応も、もしかしたら可能かもしれません。

いずれにしても資格者と適任者を見つけることが、これが、もう全てであります。

２月６日にＪＡの上伊那の組合長との懇談会がありますので、３件について、先ほどおっしゃられた３件、ＪＡスタンドの継続も含めて、じっくりと懇談を行っていきたいというふうに思っておりますし、事はもう来年の３月で、もうやめたいとおっしゃっておりますので、これについては継続的に、方法については農協とも協議をしながら、何にしてもやっぱり人員でありますので、どういう方法がいいっていうことは探していかなきゃいけないなというふうに思っております。これは、継続を前提に、できるだけ努力をするということですね。

以上です。

〇８　　番　（柳生　　仁）　小まめに答弁いただきました。

特に南向スタンドは、高齢者が国道へ出て燃料を入れに行くっていうことなるわけですけども、中川村においては、国道は交通量が非常に多いっていうところで、交通量の少ない日中やればいいかもしれませんけども、90歳近い方が車を運転して走っておるわけですけども、そういった方たちが安全に生活していくためにも、南向スタンドは重要かなあと私は思っております。

村長には、いろいろなアイデアを出していただきまして、何とかならないかと思っていただいているようでありますけども、もう一つは、村長の話があったように危機管理上、私は必要なスタンドと、何が何でも必要と思っておるわけであります。今、自然災害っていうのは、あす、あさって、５年10年来ないということではなくて、あす、あさって来るんだっていうほうが、むしろ今の日本の全国、世界の状況かなあと思っておるわけでありますので、ぜひ、このことにつきましても懇談会のときに、何とか継続できるように取り組みいただけるようにお願いしまして、最後の質問をしてまいります。

文化センター周辺、牧ヶ原文化公園についてでございますけども、野外トイレの利用ができないかという質問をしてまいります。

牧ヶ原文化公園の駐車場にある野外トイレは、段差もあったり、また洋式もない状況であります。文化センターや体育館、サンアリーナなどがあいているときには使えるわけでありますけども、住民の方から段差や洋式トイレの設置ができないかっていう、また改造もできないかっていうことでございます。大分古くなっておりますので。

村民グラウンドでいろんなスポーツが行われており、これに足腰の丈夫な方だけとは限らなくて、いろんな方が来るわけでありますけども、村長は就任以来、各所を見てあるきまして、洋式トイレの必要性を認めているように思います。

また、陣馬形山の女子用トイレには、村長の指示でもって仮設の洋式トイレができて利用されており、なるほどなあと私は思っております。

文化センター野外トイレのリフォームについて村の考えをお伺いします。

〇教育長　　文化センター周辺のことでありますので、私のほうからちょっとお話しさせていただきます。

公共施設のトイレにつきましては、バリアフリー化の必要性を感じております。今後進めていきますけれども、一斉に行うことはできないので、老朽化の状況や必要性、利用頻度などを考慮して順次進めたいというふうに思います。

野外トイレにつきましては、主に今お話にありますようにグラウンドを使用される方の利用の目的で設置をされておりまして、平成４年に村民グラウンドが開かれたと同時に整備をしたものであります。

現状では、和式で段差がありますが、日々管理、点検を行っておりまして、また、凍結や防犯上の問題から冬季は閉鎖をしております。

周辺の文化センター、図書館、社会体育館にも身障者用のトイレがあります。当面、閉館されているときはご利用いただけないわけでありますけれども、開館の場合は、これをご利用いただければというふうに思います。

また、文化センターにつきましては、閉まっておりますときも午後10時までは宿直さんがいてくれますので、緊急時は、そちらの利用も対応ができるかというふうに思います。

いずれにしましても、今後、施設の老朽化、修繕などにあわせて洋式化、バリアフリー化などの対応をとりたいというふうに考えます。

〇８　　番　（柳生　　仁）　確かに文化センターや体育館やサンアリーナには洋式もあって、非常にいいわけですけども、この野外スポーツを見に来る方は、先ほど言いましたように健常者ばっかりじゃなくて、じいちゃんばあちゃんも、また足腰の悪い方も見に来られるんで、ぜひとも、こういったのは、利用頻度と言われましたけども、外も結構利用頻度あると思うんです。数は数えたことがないんでわからないですけども、そういったことを踏まえれば、早急に私は対応してもいいのかなあと思っておりますし、トイレも大分老朽化しており、いろんな面では時期が来ているのかと思っておりますが、村長はいかがですか。

〇村　　長　　今、教育長がお答えしたとおりでありまして、この必要性と施設が古いっていうことは、私も見て十分感じております。例えば社会体育館は、あれ昔のタイプですから、上履きというか、体育館シューズ脱いで、何か今サンダルに履きかえて用を足すと、ましてや和式であります。そういう面で、今のタイプでは、はっきりと言ってないですね、今はもう、おっしゃったとおりバリアフリーといいますか、水で流すというか、掃除する――掃除はするんですけど、そのまま入っていけて、そのままっていうことが一番ありますでしょうし、もう全てそういうふうな状況になってくることはもちろんですし、グラウンドが整備されたときにあわせてできた非常に多目的というか、トイレも、やはりタイプは古いかなあと思っておりますので、これにつきましては、施設の更新を計画的に進めるということがありまして、毎年、これは教育委員会の施設に限らず、全ての施設を検証しながら計画的に直していくということで考えておりまして、実は、来年度はちょっといろいろお金がかかる事業がございますので、これは無理であります。したがいまして、それ以降のところで計画的に進めていくということで、全ての施設についてはそのように考えておりますので、そういう回答しかできないんですけれど、決してあのままでいいとは思っておりません。

〇８　　番　（柳生　　仁）　教育長も村長も、現状では余り感心しないというふうに認識いただけたんで、おいおい改修いただけるかなあと、こんなふうに期待をいたしております。

陣馬形山のトイレも今度は新しくなって、洋式のほうも入るというのを聞いておりますし、望岳荘のほうも、村長、見てあるいて、洋式がなくてまずいなあという箇所もあったりしておりますので、ぜひ、誰もが気楽に使える、そういった設備をお願いしたいと思っております。

最後の質問でありますけども、電線に絡んでいる高木についてでございますが、これは、文化センターに限らず、村内各所あるわけでございますけど、特に文化施設の場合についてでございますので、質問してまいります。

近年、電線に絡んでいる高木、桜などでありますけども、ちょっと気になっております。これは、近年の台風などでもって、今までに経験したことのないような威力でもって風が迫ってきたりしておって、ニュースなどで聞いておりますと、今までにない強風で大木が倒れて電線を切ったというようなニュースも聞いておるわけであります。

中川村でも最近、強風で木が倒れて長時間道路が通行どめになったことがありますけども、牧ヶ原文化公園の中の高木について、この電線に絡んでいるものでございますけども、どのように考えているか、村の考えをお聞きします。

〇教育長　　平成２年に社会体育館建設の際に景観木として植えられたものというふうに思います。以後約30年の間、春の桜の景色で文化公園を彩ってきてくれました。

公共施設内の樹木については、美しい景観で安らぎの空間をつくるものでありますけれども、時間とともに段々と大きくなり、支障となってくるわけであります。

また、枯れた木が落下して、強風で枝折れや倒木により利用者の物損の危険もあるわけであります。

これら危険な樹木につきましては、伐採をし、景観保全のためにも植樹もまた考え、日常的な管理を行っていきたいというふうに考えております。

〇８　　番　（柳生　　仁）　桜が悪いわけでなくて、こういった公共施設の周りの植樹というのは、樹木には気の毒だけども、ある時期には枝を落とすなり植えかえるなり、これがやっぱり努めかなあと、そのことによってどっちにもいいのかなあと思っておりますので、ぜひとも、そういったのを踏まえながら、周辺の景観を踏まえつつ、そういった高木の対応をお願いしたいと思っております。

以上でもって質問を終わります。

〇議　　長　　これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

次に、９番　鈴木絹子議員。

○９　　番　（鈴木　絹子）　それでは、さきの通告に従いまして２つの質問をしていきたいと思います。

１つ目、公文書管理条例の制定と公文書館の設置を。

①昨年来マスコミ等をにぎわせ、国民の大多数がおかしいと思い、うそを言っているのではないか、隠しているのではないかという疑問形から、明らかにうそを言っているに決まっている、隠しているに決まっていると断定的に思うほど次々と繰り返された疑惑の数々、いまだに決着してはいない政府の公文書改ざん、隠蔽等、森・加計問題について、政府は時間がたてば忘れてくれるだろうと思っているのではないか、それは余りにも国民をばかにしていることではないかと私は思うのですが、村長はどう考察されますか。

○村　　長　　なかなか答えにくいんですけど、私の感じていることでございます。

まず、森友学園が国有地を購入すると、そういう際に、土地にごみが不法投棄されている、しかもかなりの深いところにあるということで、埋まっているということを理由にして、国から、国有地を管理しておる国から、かなり考えられない値段で売却をさせたし、また、実際にはごみは埋まっていなかったんではないかという疑惑、それから、加計学園の開校の認可に当たって、実は首相官邸筋が動いたんではないかという疑惑、国民から見て納得のいく説明がされていない印象は私も持っております。

加えて言うならば、これだけではなくて、南スーダンに派遣された自衛隊のＰＫＯ部隊のことでありますが、日報が、防衛大臣にも報告なく、後から発見をされたということがありました。

また、最近では、働き方改革法案の裁量労働制導入の根拠として持ち出されました企画業務型裁量労働制、これの平均的な勤務をする方が一般労働者の労働時間より短いとするデータ、残業を含めてであります。こういうデータを根拠に導入をはかろうといたしました。これは明らかに根拠がなくて、裁量労働制については、廃案といいますか、導入をしなかったわけでありますけれども、これらは明らかな引用データの間違い、後から調査したデータが発見された、などであります。

したがって、この疑惑に対しては、疑惑だということに関しては、非常に私も疑惑がちっとも解明されていないというふうに思うわけでありますけれども、かえって今度は、これを私たちの行政側の立場に立って見るならば、文書の扱いというのは正確にあるべきであるし、また所在はどこにもあるようにしておくこと、そして、よく、ことしですか、改ざんという非常に難しい字が――その難しい字を私も覚えることができたわけでありますけれども――この改ざんということを公文書はしてはならないということでありますので、当然、私どもはしておりませんけれども、こういうことは行政に携わる者として肝に銘じなくてはいけないということを教訓として得たところであります。

○９　　番　（鈴木　絹子）　今国会でも次々と、本当に次々と出てくる正しくない資料や数値の不正確さ、内容も決まっていなくても審議が不十分でも数の力で通してしまうやり方に行く先が不安でなりません。

２番に行きます。国では、公文書管理等に関する法律として2009年に成立し2011年より施行されています。公文書を国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源と位置づけるとともに、国民主権の理念にのっとり、管理に関する基本的事項を定めること等により行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図り、行政が適正かつ効率的に運営されるようにすることを目的とするとしています。

また、全国46都道府県で条例等制定しているということですが、長野県も条例制定はまだのようです。阿部知事が公約で挙げ、今条例制定に向けて動いているそうです。

長野県下の市町村では、77市町村の中で条例等制定としていますが、条例の制定は小布施町のみで、残り76市町村は規程、規則であります。

また、公文書館を設置しているのは長野市、松本市、飯田市、千曲市、東御市、安曇野市、長和町、小布施町の８市町です。

中川村と麻績村は、制定するかどうかを含めて未定ということです。

ほかの市町村は未検討との回答だったそうです。

現在、中川村は規程等ということでありますが、この点ではどう考えられますか。

○総務課長　　ご質問にあります規程というのは中川村文書規程のことでありまして、条例のような重みはないかというご趣旨かもしれません。

小布施町は、公文書法制定後であったかと思いますけれども、条例にしてきたということでありまして、その理由として、公文書等は住民のものであることと特定歴史公文書等の利用請求権の保障という２点を挙げております。

公文書等が住民のものであるということは言うまでもないことでありまして、私どもから見ますと、ポイントは、やはり歴史公文書ということになろうかと思います。これが公文書館につながる考え方かというふうに思います。

条例がないからといって軽んじているわけでは決してございません。当村の文書規程は、公文書法制定のはるか前の平成４年３月の制定でありまして、そういう意味では、公文書法が持っている理念がその中に入っていないのは事実かというふうに思います。

小布施町のように高い理想を掲げるというよりも、それまで統一がされていなかった文書の保存ルールを定める試みということで始まりまして、以降、毎年とはいいませんが、頻繁に改正を重ねてきております。この間、いわゆる電子化が急速に進みまして、そもそも文書とは何かというところから議論しなければならなかったこともありました。その点は、今日でも定義が固まったとは言い切れていないと思います。

2000年には文書管理システムというものを導入しまして、紙文書のライフサイクル管理は徹底ができるようになりましたが、いわゆる歴史公文書への取り組みには着手ができていない現状であります。

公文書法の理念を盛り込んだ条例にすべきだということが言われておることは承知をしておりますが、こういった情勢の変化の大きさもありまして、その姿にならなかったという経過であると認識をしております。

○９　　番　（鈴木　絹子）　公文書のデータ化も進んでいるということで今お伺いしましたけれども、３番ですが、公文書管理制度では、議員や住民が必要な行政情報の開示を受けるためには、情報公開条例が適正に運用されることだけではなく、重要な行政の意思決定において文書を作成すること、文書の保存期間やその経過後の文書の破棄や管理のルールを行政内部でばらばらの対応にならないように、誰もが知ることのできる安定した条例により定められる必要があると考えますが、この点から考えればどうでしょうか。

○総務課長　　条例で定めるべきとのご意見は、そのとおりかというふうに思いますが、先ほど申し上げたような状況で、結果、そういうふうになっておらない状況でございます。

全国的には、総務省が公文書管理条例等の制定状況を調査しておりまして、2017年10月１日時点の結果によりますと、都道府県から市町村全てを合わせても条例で制定しているのは21団体だそうでございます。ほとんどの団体が何らかの理由で条例化に踏み切れていないのであろうというふうに想像いたします。理由については推測するしかありませんが、紙文書の現物を管理することの難しさに原因があるのではないかと思っています。その手法が定まっていないか、決めてあってもそのとおりの運用ができていないということではないかと見ております。

文書の保存方法には、大きく、いわゆるファイリングシステムと呼ばれる様式と簿冊方式とがありまして、ファイリングシステムのほうがより推奨されるわけですが、実際には簿冊方式のところが、当村を含めて、行政では多いようであります。そして、その簿冊の所在管理も必ずしもうまくできていない、当村のようなシステム化ができていないところが相当数あると聞きます。当村では、この部分は何とかうまく管理ができておるところであります。

簿冊方式、すなわち、いろんな書類を一連でつづっておく方式の場合、その中に歴史公文書の相当するものが含まれるというようなことになりますので、個別の文書をそこから取り出して別管理していく作業が、これが非常に大変な作業になりまして、なかなか、その結果、歴史公文書という扱いに結びつきにくいところがございます。当村の場合、そのあたりにめどが立てば条例化を検討してもよいのではないかというふうに考えております。

○９　　番　（鈴木　絹子）　今おっしゃったように、この文書の整理、管理、とても大変だということで、図書館では司書、歴民館では学芸員と、それで、公文書管理については、ちょっと片仮名でいう言い方があるそうですけど、ちょっと不明ですが、専門の人がちゃんとやるといいっていうことは書いてありました。

４番ですけれども、中川村での実情を伺いたいと思います。

合併前、南向と片桐村の合併の前の公文書はどのようなものがどのように保管されているのでしょうか。

○総務課長　　合併前のものということでありますが、歴史民俗資料館には役場行政文書としまして明治時代から昭和48年ころまでの文書が4,051冊保管をされていると記録されております。中身については、固定資産税の名寄帳を初めとした行政の各分野のもの、それから消防、それから有名な兵事資料、戸籍、墓地、神社、市町村合併、条例、告示、委員会、会議、地区など、多岐にわたっております。

合併後のものにつきましては、中川村文書規程に基づいて、施行が終わった文書を定められた基準により永年10年５年３年１年を定めて、完結年度ごとに鍵のかかる保管庫で保管をしております。永年保存文書は、現在１万3,441冊を役場庁内の耐火書庫で保管をしております。

○９　　番　（鈴木　絹子）　すみません。今最後のをちょっと聞き逃したんですが、１万3,441冊を……。

○総務課長　　役場庁舎内の耐火書庫で保管をしております。

○９　　番　（鈴木　絹子）　今、明治からっていうことだったんですが、中川村は古い歴史があるんですけれども、それ以前のものについては引き継がれているかどうかということと、あわせて中川村になってからのものについては、今のお話でいくと庁舎内なのかなあと思うのですが、どんなふうに保管されていますか。

○総務課長　　明治期以前のものにつきましては、歴史民俗資料館に記録としては保存されているというふうには承知をしておりませんが、全くどこにもないのかと言われると、それについては所在がわからないというのが答えかというふうに思います。

合併以降のものにつきましても、一部、歴民館のほうに移してあるものもありますが、基本は役場庁内にあるということでございます。

○９　　番　（鈴木　絹子）　先ほど課長さんもおっしゃったんですけれども、５番に行きます。

県内で唯一公文書管理条例を制定しているという小布施町は、歴史と文化のまちづくりや自立に向けた行政と住民との協働の取り組みが全国的に有名だそうです。その土台となる資料の蓄積に努めていることが条例制定、公文書館の設置でうかがえるものと思われます。

中川村の豊かな文化や歴史をきちんと引き継ぐためにも公文書館の設置も必要と考えますが、村としてはどう考えられますか。

公文書館は、特定重要公文書を適切に保存し、市民等の利用に供するために設置するものだというふうなことです。永久保存の文書等を保存し、調査、研究及び情報提供を行うそうです。

公文書館の設置の必要についてのお考えを伺いたいと思います。

○総務課長　　昨年度になりますが、役場庁内の事務改善委員会という組織で小布施町の例を参考に歴史公文書の取り扱いを検討いたしました。歴史公文書として分類する基準についてはほぼできましたが、ちょっと非常に難しい基準なんですけれど、一応そこまではできたのですが、簿冊からそれを取り出す判断と作業を誰がどのように行うかということが課題となって残っている状況でございます。

公文書館と銘打つかどうかは別としまして、そういった歴史公文書の保存場所が必要であるということは認識をしております。

○９　　番　（鈴木　絹子）　さすが中川村だなあと、今うれしく思いました。

８月ごろに、旧家の御主人が蔵の片づけをしているということで、不要だから燃やしているというところに出会いました。墨で書いてある文書、糸でつづってある冊子、木製のものなどでしたが、それらがいつのものかよくわかりませんが、うんと古いものであることは確かで、とても大事なもののような気がしたので、燃やすのをとめて学芸員の人に見てもらうことを勧めました。学芸員の人がすぐ来てくださって、幾つかは資料館に引き取られたということで、ほっとしました。

中川村には戦争時の本来焼却されたであろうものが機転で保存されていて、とうとい資料になっていることは歴史的に大変重要なことです。公文書ではなくても村の歴史をたどることのできる重要なものが村内にはまだまだたくさん埋もれているのではないかと私は思います。捨てたり燃やしたりしたらなくなってしまうので、村民に資料として寄贈してもらうことを呼びかけることも必要ではないかと思います。

６番目ですけれども、公文書は村民共有の財産であり、公文書の適正な管理並びに村政上重要な公文書の保存及び利用を図ることにより村民との情報共有を進めるとともに、現在及び将来にわたり村の説明責任を全うし、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を確保することと村民が主体となった村づくりの推進に寄与するために、ぜひ第６次総合計画の中にしっかり組み入れて考えていくことが最善のことではないかと考えますが、村としてはどう考えられますか。

○総務課長　　公文書管理の重要性につきましては、ご指摘のとおりかと思います。

建物といいますかを新たに建設するというようなことであれば総合計画への記載も必要になってまいりましょうが、文書管理というものは、もう、いわば基本中の基本というべきものでありますので、公文書管理という事柄を総合計画に乗せるというのは少しなじまないのではないかなというふうに思っております。

○９　　番　（鈴木　絹子）　なじまないということなので、どちらにしても公文書の扱いについて論議が進んでいるということなので安心しました。

次です。２つ目の質問です。陣馬形の有料制についてということで質問していきます。

陣馬形の人気は、口コミやインターネット等を通じてどんどん高まっているといいます。御存じのように、気軽に車で頂上まで行けること、歩いて登る登山道も整備されていること、何といっても頂上から360°の絶景がすばらしいということです。昼間のみでなく、夜の星空もすばらしく、キャンプ場としての利用価値も高く、キャンプに来た人は「また来たい。」と言います。雲一つない真っ青な空に映える南アルプスや中央アルプス、澄んだ空気の新鮮な感じに感動しない人はいないだろうと思います。春の木々の芽吹きの色合いの柔らかさ、夏の日差しを浴びてきらきら光る木の葉のまぶしさ、秋の紅葉の織りなす美しさ、どれもこれもすばらしいと思います。冬には登ったことがないので、どのくらい積雪があるのかどうかわかりませんが、確実に雪が積もっているというときにリュックを背負って登っていく人にお会いしたことがあります。その人は日帰り登山ということでした。

インターネットで調べると、陣馬形は、地理として長野県南部中川村の北端に位置し、中川村民の心の山として親しまれており、年間１万人以上の観光客が訪れるとあります。山頂からの眺望にすぐれ、赤石山脈や木曽山脈、飛騨山脈、眼下には伊那谷を北は辰野町から南は下伊那まで一望でき、長野県が認定する信州ふるさとの見える山であり、朝日や夕日、夜の星空が美しく、条件によっては雲海も出現するとも書いてあります。大型望遠鏡は2002年に設置されたそうです。

また、キャンプ場は天空のキャンプ場として知られ、キャンプ場としては遠く戦前から活用され、老幼婦女子も登山容易で、家庭的キャンプ場として最も好適であると1936年発行のガイドブックに紹介されているそうです。

陣馬形山荘は、1971年に中川村が設置した休憩所兼避難小屋を2016年に改修、あわせて屋根つきの炊事場が新築されたとあります。

歴史としては、古代縄文時代の遺物散布地であり、中世には武田信玄ののろし台が置かれ、現代においては、伊那谷各地にのろし台を置き北から南へとのろしをリレーでつないでいくイベント武田信玄狼煙リレーでは中継地点の一つとしてのろし台が置かれるとありました。

この陣馬形の魅力をもっと大勢の人に知ってもらい、訪れてほしいともう半面、大勢が押しかけることによって予想されるごみの不始末や樹木の損傷等、秩序の乱れや自然破壊につながらないかという不安が村民の中にあると思いますが、この陣馬形の魅力やあり方について、村としてはどのようにお考えですか。

○振興課長　　陣馬形山につきましては、ご指摘のとおり知名度が上がり多くの方が訪れるようになってきております。来訪者数につきましては、決算統計の数字ですけれども、平成29年度が１万3,000人という数字ですが、トイレのくみ取り数の数字を見れば、平成25年度までが年１回だったものが平成26年度が２回、平成27年度は３回と増えまして、ことしは６回を予定しておりますので、来訪者数は急激に増えているというような状況でございます。

多くの方が訪れることによりまして、混雑やトイレの汚れ、ごみの放置などは多少発生はしております。しかしながら、地元の皆さんのご協力ですとか職員の管理によりまして良好な環境が保たれているというふうに思っております。

ただし、混雑、非常に多くの方が来ていただく混雑の対策は必要というふうに考えております。

秩序の乱れにつきましては、過去においては避難小屋のガラスが割られるですとか施設を壊されるといったような問題も発生したことがありましたけれども、最近は、利用者が増えたことによります人の目が増えたというような言い方なんでしょうか、利用者の皆さんはおおむねルールを守っていただいて利用していただいているというふうに思っております。

自然破壊につきましては、山頂は自然公園の特別区域でありますし、また村の所有地ということでありますので、開発の部分としては自由な開発ができないということと、村の事業につきましても十分自然環境に配慮して実施をしているところでございます。

また、利用者の問い合わせの際については、非常に土日が混むということでありますので、そんな部分は十分伝えさせていただきまして、平日の利用ですとか、陣馬形山以外の四徳、小渋峡など他の魅力的な場所への誘導も図っているところであります。

陣馬形が有名になることによりまして中川村の知名度が上がってきております。陣馬形を足がかりに、村内の観光地への周遊ですとか、村内の小売店、飲食店への誘導を進めながら、村内の活性化を図りたいというふうに考えております。

○９　　番　（鈴木　絹子）　陣馬形は中川村のすばらしい財産であり、みんなで自信を持って誇りに思って、陣馬形に登る人を歓迎できたらいいなあと思いますし、今お話があったように、陣馬形にだけ登っておりて帰っていっていただくのではなく、ほかの中川の見どころにも足を運んでいただけるということが、そういう工夫が必要と考えていましたので、今、振興課のほうで言っていただけてよかったです。

信州の市町村のそれぞれの持ち味、すばらしさは数知れないと思いますが、中川村のすばらしさは特別と思います。南向から見える中央アルプスの山並みの姿は、上伊那、下伊那のどこよりも美しく見えると言われます。陣馬形を満喫してもらいながら、先ほども言いましたけれども、中川村にお金も入ることを考えていく必要があると思います。その計画がもっと多く大きく実現していくといいなと思います。

次ですけれども、入山を有料制にしたらどうかという意見もよく聞きます。以前も管理人を置くとすると管理人の人件費も発生して採算がとれるかどうかということで進まなかったということを聞きました。

しかし、人気の高まる中、連休や夏休みにはテントの花が咲き競うほどの混み合いといいます。陣馬形の山頂まで舗装道路の整備がされて、登りやすく、家族連れも多く利用しています。トイレの量や汚れや大変だったと聞いています。これまでの村役場の担当者や地元美里の皆さんの大きな尽力があったからこその今があるかと思います。そのご努力には敬服いたします。

避難小屋も改修され、炊事場もきれいになり、来年には駐車場の整備とトイレの水洗化が進み、より快適な利用しやすい憩いの山、キャンプ場になるかと想像します。これらにかかった費用は決して安いとは言えません。

もとより、村民は陣馬形山の環境保全を願うものです。大切な資源、財産ですが、引き続き整備することも不可欠と考えます。これらのことを考えると、有料制は妥当と考えますが、村としてはどう考えられますか。

○振興課長　　陣馬形山の整備につきましては、地域再生計画といったものを作成いたしまして計画的に整備を行っているところであります。

来訪者の増加ですとか施設整備にあわせまして料金をいただいたらどうかといった意見、また今までどおり無料のほうがいいんではないかといったいろいろな意見をいただいているところであります。

有料化を検討するに当たりまして調べた内容でありますが、県内45市町村、77の公設キャンプ場の状況を調べてあります。

無料のキャンプ場は陣馬形を含めまして11カ所であります。有料は66カ所であります。

料金の体系につきましては多種でございまして、１人200円といったところから5,000円以上といったところもございます。

指定管理者を導入しているところにつきましては45カ所、係員の駐在については季節的なものも含めまして56カ所という状況になっております。

公設キャンプ場の多くは現地に管理人を置き、利用者から料金の徴収を行っています。

また、多くの利用者の来訪が予想される時期においては、例えば７月８月の休日は割増料金を徴収しているといったようなキャンプ場もあるようであります。

また、現地に管理人を置かずに管理しているキャンプ場もあります。徴収の方法としては、１日に１度職員が現地に行って料金をいただくというような方法ですとか、役場に直接訪問をしていただくといったようなところもございます。

また、料金のほうはいただかずに募金箱を設置しているといったような例もございます。

料金代金につきましてはさまざまでありまして、テントサイトの区画ですとか設備の内容、シャワーつきとか、いろいろあったりしますので、内容によってさまざまということであります。

まだ検討の途中ではございますけれども、地元の皆さんの管理については、無料のためか、施設についてのクレームといったものは直接村のほうには届いておりません。

多少でも料金をいただくことになれば、責任の度合いも上がりますし、施設の適正管理や料金徴収の手間や人件費も増えるといったことも出てくるかと思います。

当然有料化については検討していかなければいけないという問題ではありますけれども、まずは陣馬形に来ていただいた方が料金を使わなかった分を村内のキャンプ場でもう１泊、望岳荘で入浴、飲食店で食事、チャオでお土産など、村内に寄っていただいて２次３次と回っていただいてお金を使っていただく方策を考えたいというふうに思っております。

陣馬形の問い合わせにつきましては振興課の商工観光係が行っておりますので、観光と商業の両方の振興を考えておりますので、観光の問い合わせにつきましては村内の飲食店等々の利用もあわせて紹介をしているところであります。

また、山頂の避難小屋の情報発信スペースというものがありますけれども、そこに村内のいろんな各施設等を紹介しまして、周遊のほうを促しております。村内にイベントですとか飲食店のチラシなどがありましたら設置可能ということになっておりますので、振興課のほうに持ってきていただければ、山頂に持って行って設置ができるというようなところを商工会の皆さん等々にご案内をしているところであります。

村内への波及効果ですとか管理体制なども含めて、さらに検討を進めていきたいというふうに考えております。

仮に有料化をするとしましても、周知期間等を考慮すると、すぐ実施というわけにはいかないというふうに思っております。

○９　　番　（鈴木　絹子）　今いろいろお話ししていただいて、私もちょっと考えていたことと似ていることもあるなあと思いましたが、今回有料制を考えるに当たって４つのことを調べてみました。何を基準にするのか、何を参考にするのか、いろいろ、いろいろなんですけれども、今お話があったように、本当にいろんなやり方がありました。

私が調べた４つのことは、１つ目は入山料ということで調べてみました。一番初めに浮かんだのが富士山で、富士山は数年前に入山料を取るか取らないかの論争があったのがありました。また、静岡県側からと山梨県側からと入山経路が幾つもあって、山梨のほうが経路が多いので、係員を置くとしても経費がかかるというようなことも書いてありました。現在は、入山は任意ではなくされているはずです。額面が1,000円で、例えば、資料として山梨県側からのがあったので紹介したいと思いますけれども、期間としては、おおむね６月から10月の半ばまでで、2013年は試験的に行い、徴収人数が１万9,339人で、これは山に登った人の63.3％の徴収率、金額でいくと1,925万7,950円ということでした。その後ずっと、17年まで資料としてはありますが、一番多いときは11万6,184人が入山、徴収されて1億1,435万3,116円っていうことになっています。

ほかにも入山料としてあったのが信仰の山で、神社の拝観料としてのものが立山とか日光の南大山、奈良の三輪山などでした。

２つ目に考えたことは先ほどおっしゃったようなキャンプ場なんですけれども、長野県内としては飯島にあるいなかの風キャンプ場を調べてみたんですけれども、ここは平地というか、平たんなところのキャンプ場で、里山に息づくさまざまな本物の自然体験や農業体験を提供していくキャンプ場ということで、ちょっと参考対象ではないかなと考えました。

山梨県にある本栖湖の観光協会の直営しているキャンプ場の制度があったので、ちょっと記してみたんですけれども、テントの大きさによって、１人用は1,500円、２人用は3,000円、乗用車内泊は1,000円、日帰りのデーキャンプは１人500円とかいう形での料金規定があって、受け付けは８時から17時までで、キャンプ場に到着時に受け付けをし、利用券を見えるところに掲示することと、受け付け時間外に到着したら翌日の受け付け時間に受け付けをするというものでした。

もう一つ、３つ目はトイレの有料制について、通告用紙のほうにも書いたんですけれども、稲武のトイレは、水が大変貴重ということで、ここも強制ではないですが、ご協力をと料金箱が置いてあります。

有名なのは乗鞍岳かと調べてみました。乗鞍には幾つもあるトイレですけれども、基本的には有料で100円、頂上小屋のトイレは設置されている仮設トイレの中で携帯トイレに用を足し固まった簡易トイレを持ち帰るシステムで料金は200円、その廃棄を頼むと300円ということでしたが、頂上小屋はあいているときに限るので必ず利用できるとは限りませんとありました。

もう一つ考えたのが駐車場料金です。

乗鞍では、トイレは有料がほとんどですが、駐車場は無料のようです。

ほかに山頂まで車で行けるところを探すと、滋賀県にある伊吹山が見つかりました。山頂駐車場へドライブウエーから行きますが、その道路が有料で、全長17kmの自動車専用道路です。普通車で駐車場料金込みで往復3,090円、自動二輪は2,160円。

あと、東京の八王子に陣馬山と同じ陣馬って書くところなんですけれども、陣馬山というのがあって、山頂近くに駐車場があって、そこから歩いて20分～30分が山頂なんですけれども、そこは普通車が800円、バイク500円、自転車200円、マイクロバス、中型自動車は1,500円ということでした。

全国のいろいろな山はロープウエーで山頂まで行くというところも多く、料金体系もとてもさまざまでした。

また、登山には麓の駐車場にとめて登ることが多く、そこは無料だったり200円だったり300円だったり500円だったりということでした。

陣馬形の頂上において水は非常に貴重なものであることも理解してもらい、大切に使ってもらうことと、２番で言いましたように陣馬形の諸施設の整備や環境保全にも大きな財政負担をしてきた経過と、今後も継続して費用がかかることを含めて考えるべきと私は思います。

車両を置く人は駐車場料金、キャンプする人はキャンプ場料金、トイレを使う人はトイレ料金という形で払っていただくということが適正な料金体系として考えられるのではないかなあと思います。先ほど振興課長がおっしゃったいろいろな形も、またありかなということで、適正な料金体系をぜひ実施していっていただきたいと思います。

○振興課長　　いろいろな提案をしていただきまして、ありがとうございます。

有料化につきましては、さらに検討が必要というふうに考えますけれども、寄附金的な取り組みにつきましては、トイレが新設されたのにあわせまして条例で定めます使用料とは違います募金箱を設置することを考えております。

陣馬形山につきましては、キャンプに限らず、日帰り登山ですとかデーキャンプ、見学、地区保育園など、さまざまな使われ方によって親しまれております。

施設、管理、料金、村内への波及効果など、さまざまな点でいろいろな方からいろいろなアイデアをいただいております。広く声を聞き、議論を深めていく必要があるというふうに考えております。

○９　　番　（鈴木　絹子）　これで終わります。

○議　　長　　これで鈴木絹子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。

お疲れさまでございました。

○事務局長　　ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

［午後４時０３分　散会］